

平成20年

第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成20年2月1日  
国保会館5階大会議室



平成20年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年2月1日（金曜）午後0時58分開会

出席議員（29名）

1 西川 将人	2 渡辺 孝一
3 石崎 大輔	4 高橋 正夫
5 清水 雅人	6 野尻 清
7 中橋 友子	8 大場 博義
10 伊東 良孝	11 棚野 孝夫
12 佐藤 節雄	13 細川 昭広
14 武田 勇美	15 牧野 勝頼
16 成瀬 勝弘	18 藤倉 肇
19 谷口 徹	20 板谷 利雄
21 佐古 一夫	22 藤原 勝子
24 仲田 駿介	25 山田 勝磨
26 田苺子 進	27 脇本 哲也
28 北川 健司	29 大竹 秀文
30 畑瀬 幸二	31 竹田 和雄
32 中島 滋	

欠席議員（2名）

9 西尾 正範	17 上田 文雄
---------	----------

説明のため出席した者

広域連合長	大場 脩
副広域連合長	谷川 弘一郎
代表監査委員	野 昭夫
広域連合事務局長	瀬川 誠
広域連合事務局次長	齋藤 昇
広域連合事務局次長	進藤 理
広域連合事務局調整担当課長	佐藤 哲司
広域連合事務局総務班長	菅原 盛
広域連合事務局企画班長	山田 英雄
広域連合事務局資格管理班長	渡邊 哲生
広域連合事務局医療給付班長	高本 典靖

広域連合事務局電算システム班長	倉 沢 忠
広域連合事務局電算システム班	
ネットワーク担当係長	澤 口 岳
広域連合会計管理者	森 司

---

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 哲 司
議会事務局次長	山 田 英 雄
議会事務局書記	白 潟 真 弓
議会事務局書記	佐 藤 典 孝
議会事務局書記	三 浦 純 哉
議会事務局書記	赤 松 拓 也
議会事務局書記	田 村 宜 秀

---

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
  - 報告第1号 平成19年度定期監査の結果に関する報告
  - 報告第2号 例月現金出納検査結果報告（10月分～12月分）
- 日程第4 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例案
- 日程第5 議案第8号 平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 陳情第1号 後期高齢者医療制度についての住民への説明・広報および公聴会を求める陳情書
- 日程第7 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第4号 北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第5号 北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会条例案
- 日程第10 議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例案
- 日程第11 議案第9号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 陳情第2号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算に係る陳情書
- 日程第13 議案第10号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算
- 日程第14 陳情第3号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合医療会計予算に係る陳情書
- 日程第15 議案第1号 北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例案

日程第16 議案第3号 北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例案

日程第17 議会運営委員会所管事務調査について

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後0時58分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（畑瀬幸二） これより、平成20年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は29名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畑瀬幸二） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、西川将人議員、野尻清議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（畑瀬幸二） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（畑瀬幸二） 日程第3 諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤哲司） 御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定によりまず説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

さらに、監査委員から報告のありました報告第1号平成19年度定期監査の結果に関する報告と報告第2号例月現金出納検査結果報告の10月分から12月分までを配付いたしております。

なお、本日の会議に上田文雄議員、西尾正範議員から欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

◎日程第4 議案第7号～日程第6 陳情第1号

○議長（畑瀬幸二） 日程第4から第6 議案第7号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例案、議案第8号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連

合一般会計補正予算（第2号）及び陳情第1号後期高齢者医療制度についての住民への説明・広報および公聴会を求める陳情書、以上3件を一括議題とします。

議案第7号及び議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程をいただきました議案第7号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例案及び議案第8号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例案であります。

平成20年度の特例措置として、被用者保険の被扶養者の皆様の保険料の特例減額を行うこととしておりますが、国はこの特別減額分の補てん等のため、平成19年度予算の補正を行い、各広域連合に対し、新たに後期高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を交付することとしております。そして、各広域連合においては、この交付金を原資として本年度中に基金を設置し、これに積み立てることとし、これを平成20年度における保険料の軽減分や被扶養者の皆様に対する広報啓発費用に充てることとされました。この条例案は、この国の交付金制度の創設に伴い、新たに基金を設置するためのものがございます。

次に、議案第8号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算であります。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20億1,000円を追加するもので、ただいま申し上げました基金へ積立てをするものであります。

この原資となる交付金の額は国の交付要綱がまだ確定していないことから、国からの所要額調査で示された計算式により得られた基準額を基にして、歳出枠確保のために、概算値で計上させていただいたところでございます。

また、このほかの補正項目といたしまして、被用者保険の被扶養者に対する保険料の制度変更など、当初想定していなかった施行準備に要する業務量が多数発生しておりますことから、事務局職員の時間外勤務手当450万円を増額させていただくこととしております。

なお、この財源は、人件費等負担金450万円を減額して充てることとしております。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 議事の都合により、暫時休憩します。

午後1時04分休憩

午後1時18分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第7号、議案第8号及び陳情第1号に対する一括質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

細川昭広議員。

○細川昭広議員 議案第7号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例案についてお伺いします。

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例については、後期高齢者医療制度の円滑な施行のためと言われております。第6条の基金の処分では、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第7条の規定による平成20年度における法第99条第2項に規定する被保険者に係る保険料の賦課の特例の実施に伴う保険料の軽減分に充てる場合とありますが、具体的な特例対象者についてお伺いをいたします。

次に、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例に関する広報啓発に要する費用その他の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てるとありますが、具体的な広報啓発内容と準備経費の考えについてお伺いをいたします。

議案第8号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について伺います。

歳入に関してですが、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を20億円計上しておりますが、算出根拠についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、御答弁申し上げます。

まず、1点目の臨時特例基金条例における具体的な特例対象者についてでございますが、これは新しい後期高齢者制度加入の直前に被用者保険の被扶養者であった者でございます。対象者数につきましては現在はまだ正確に把握できませんことから、平成20年度被保険者見込み数63万5,000人に、平成18年度の老人医療受給者における被扶養者を含む被用者保険の構成割合14.01パーセントを乗じ、更に国から示されました被用者保険の被扶養者の割合85.34パーセントを乗じて得ました7万5,921人として見込んでおるところでございます。

次に、被扶養者であった方への広報啓発内容等についてでございますが、この基金につきましては広報啓発だけではなく、その他の準備経費の財源に充てることもできることになっておりますが、当広域連合といたしましては、被扶養者に対する広報啓発が特に重要であると考え、平成20年度は広報啓発経費に限定して充てることとしております。これまでと同様、新聞、ポスター、リーフレットなどによりまして、積極的に広報を行っていきたいと考えております。

具体的な広報啓発内容につきましては、被用者保険の被扶養者であった方は、激変緩和の観点から、加入してから2年間負担が軽減されますが、平成20年度におきましては更に特例がございまして、4月から9月までは保険料を徴収せず、10月から3月までは9割を軽減するというようになっており、非常に複雑になっておりますことから、混乱が生じないようにできるだけ分かりやすい内容で周知を図っていきたいというふうに考えております。



次に、後期高齢者医療制度の円滑導入臨時特例交付金20億円の内容と算出根拠についてでございます。この交付金は、被用者保険の被扶養者に係る保険料の激変緩和措置に係る補てん相当額及び広域連合が行います広報周知経費に係る費用に対する基金を広域連合において造成するための経費として、国から交付されるものでございます。

この財源は、去る12月20日に平成19年度補正予算政府案といたしまして閣議決定をされておりますが、交付要綱等の詳細につきましては、平成19年度補正予算の成立後、今のところは2月中旬ごろに示されるという予定になっているところでございます。

また、国において実施された当交付金に係る所要額調べがございまして、これにおける計算をした基準額は、約21億円となっているところでございます。ただ、実数値が現時点で分からないということもございまして、実際の見込みに比べて多めに積算されるような仕組みになっているところでございます。

国におきましては、この基準額に対しまして、1未満の調整係数というものを乗じて得た額を平成19年度中に交付するという事となっておりまして、当交付金に係る詳細が明らかにされておりませんことから、当広域連合といたしましては、補正予算計上額については、20億円を見込んで計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 再質問につきましては、自席からさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、先ほど特例対象者についてお聞きをいたしました。後期高齢者に加入する方が63万5,000人ということでお話があり、そのうち7万人以上の方が特例を受ける方ということでございます。こういった方たちの年々増えていくということになるかとは思いますが、そういった特例に当たる方の対象の数字をしっかりとらえていただきたいと思いますということと、先ほども陳情書にございました広報啓発活動のことでございますけれども、一つは連合として、今日まで2か所の、函館市と釧路市でこの後期高齢者医療制度の住民説明会をされていると思うのですが、その住民の説明会の中で様々な御意見、要望等があったと思うのです。それをどういう形で今後集約をしていくのかということが一つと、それから180市町村の自治体で今この後期高齢者制度の説明をされております。特に私どもの市としましても、1月、2月で9地区16回、1月30日現在で7地区12回、参加人数は1,700人弱というふうになっているわけでございますけれども、後期高齢者の対象が1万3,000人いるわけですが、今、約2割近くなるのではないかなとは思っています。

しかしながら、なかなか理解をするというのも、先ほどの陳情書にもございましたとおり、私がお聞きしたところによりますと、2回行ったけれどもよく分からないという人が私のところに来たり、それから自分が幾らどのように払うのかという細かいことが多かったというふうになっております。そういった意味では、制度というものは意外と理解してきたのかなと思いつつも、自分はどうのように支払うのか、国保のときとどうなのか、また扶養されていたときとはどうなるかということが意外と分かっていない。国保に入って

後期高齢者に加入をするのですけれども、同じような負担を両方にするのではないかという誤解をして帰ってくる人もいるということです。実は具体的に言いますと、そういうようなことがこの現場では起きているということでございます。先ほども丁寧な広報活動をしていかなければならないということだと思っておりますけれども、丁寧な広報活動というのはどのような活動をしていったらいいのだろうかというふうに思うわけです。

そういった意味で、この広報啓発活動を広域連合としてこれから7回以上ですか、2月5日からまた始まるわけですけれども、そういった考え方をまず広域連合として、それと各市町村にどのような対応をしていくのか。またそのことが上がってくるものがどう対応していかれるのか、その辺についてお伺いをしたいと思っております。

それから、一般会計補正予算の第2号につきましては、算出根拠でございますけれども、この20億円ということでございます。これはこれとしまして、例えば対象者見込みの増減があった場合、例えば少ないときには残るということで、多くなった場合はまたこの基金が必要だということになりますけれども、こういったときの対応についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 自席から答弁をさせていただきます。

まず、1点目の住民説明会を始めといたしました広報に対する基本的な考え方でございますが、私どもも今日までの間に、9か所中2か所を終えさせていただきまして、特に最初に行いました函館市では、天候が悪い中にもかかわらず多くの方に集まってお聞きいただきまして、非常に関心が高いということを再認識をさせていただいているところでございます。こういったところで上げられてきた要望につきましては、全体を終わった段階で整理をさせていただきまして、議員の皆様を始め多くの皆様に分かるような形でお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

そのほかやはり当日の説明会もそうですが、個別の質問が非常に多い、自分の保険料がどうなるのかというような質問も多うございまして、そういったものにつきましては今後市町村、私どもの事務局を含めた電話等により、丁寧に対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、交付金の対象者の見込みが増えた場合、減った場合ということでございますが、国のほうの交付要綱、まだ案ではございますが、最終的に若干多めに交付をし、もし残が生じた場合は、国に返還をするというような仕組みになっていると同時に、足りなかった場合ということについては、具体的に国からは示されておりませんが、私どもといたしましては、この補てんについては国が責任を持って行うということでございますので、実際の補てん相当額は国においてきちんと措置していただけるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 まず一つは、広報啓発でございますけれども、広域連合として今まとめてお知らせをするということは、これは大事なことで当然だとは思っておりますけれども、いろんな要望がそこにあると思うのです。例えば制度に対する要望、それから国へ対する要望というの、分類するとあるのではないかなと思うのです。

私が聞いている範囲で申し上げますと、国への要望というのが一つあるのですけれども、これは大変関心の高かった、私も聞いていてあったのですけれども、例えばこういう例です。二人世帯、世帯の年金収入が300万円の場合と言っておりました。例えばこの300万円の収入なのですけれども、夫婦で150万円ずつ受給している場合、これ一家で300万円になりますね。ここはお一人お一人が実は控除を受けられますね。ところが、夫のみの300万円の年金収入の場合は、夫の年金だけ控除になるということで、この実は夫だけの年金収入の方が保険料ははるかに高いということが私も理解をしまして、当然現場の皆さんとか当事者の皆さんも関心を持っているところなのです。

一例を挙げさせてもらいましたけれども、こういった問題を連合として例えば各市町村のそういう広報活動の中で要望いただいた。また、広域連合でやっている、そういう説明会でもいただいたと。そういったものはどのように対応していくのかというのが大事なかなと思うのです。国に直接行くのか、例えば大きな問題であるがゆえに私も先般お話をさせていただいた東北地域、各都道府県と共同でいろんな国に要望していくのか。そういったものをきちっと共通認識の中で、これは北海道だけの問題でないと思います。そういったことをしっかり北海道の連合として声をかけていくとか、そういうことが必要だと思うのです。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 各種住民説明会あるいはいろいろな場面で要望があった事項で特に国に対する制度改正、そういった要望についての取扱いということでございますが、私どもといたしましては、いろいろな制度改正要望あるいは意見というのが出てきているところでございまして、それらにつきまして一つ一つもう一度勉強させていただきながら、やはり制度改正が必要だと思うものにつきましては、私どもあるいはほかの広域連合、さらには北海道あるいは市長会、町村会、そういったところと連携をしながら要望活動、要求をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

これから、議案第7号、議案第8号及び陳情第1号に対する一括討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 滝川市議会議員の清水雅人です。どうぞよろしくお願いたします。

私は日本共産党を代表し、陳情第1号後期高齢者医療制度についての住民への説明・広報および公聴会を求める陳情書、議案第7号、第8号を可とする立場で討論を行います。

さて、陳情要旨第1の制度施行前の対象者全員への周知徹底については、まさに今最も必要なことであり、08年度施行ありきで自民・公明政府が強行してきた中で取り残されている問題です。とにかく対象者は75歳以上です。滝川市でも小学校区単位で説明会を行いますが、凍結した路面を歩いてこられる方はほんの一部であり、来られる方もタクシーで来るといふ方が多いのです。また、道の重度障害者医療助成制度を受けられなくなる可能性がある方など、負担増になる方には特別に説明が必要です。

また、なぜ制度が変わるのか、負担増になるのか、医療差別が始まるのか、納得ができないという疑問に答えぬままの制度施行はあり得ません。しかも、市町村職員の説明に要する費用は市町村持ちであり、多くの市町村は職員削減で大変な中での周知活動は、国や道の財源措置がなければ不十分なものになることが危ぐされます。

要旨第2は、公聴会実施についてです。広域連合長が主催する運営懇話会は行われましたが、連合議会が主催する公聴会もまた、新たな保険制度の施行前にはどうしても必要なものでした。しかし、政府が無理な日程で進めてきた結果、議会でもその余裕がなく、推移してまいりました。しかし、この陳情を受け、早急な開催が必要と考えるものです。

以上を述べて賛成討論といたします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第1号は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立少数であります。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（畑瀬幸二） 日程第7 議案第2号北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第2号北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明をさせていただきます。

この条例案は、本年4月の制度施行に伴い予想される事務量の増加に対応するため、広域連合長の事務部局の職員の定数を33人から43人に変更するものであります。

具体的には、被保険者の資格管理や賦課等を取り扱う資格管理班を7人から11人に、診療報酬や高額療養費、健康診査等の事務を取り扱う医療給付班を、3人から9人にそれぞれ増員するものであります。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（畑瀬幸二） 日程第8 議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明をさせていただきます。

この条例案は、後期高齢者医療制度における医療費の適正化に資するため、レセプト点検委託機関への技術的指導や療養費申請書の点検業務等に従事する非常勤職員として医療給付専門員を設置することに伴い、その報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

医療給付専門員の報酬につきましては、月額26万9,900円以内とし、旅費相当分は派遣

職員に支給される旅費の例に準じ、費用弁償として支給させていただくことにしております。

以上で、ただいま上程いただきました議案につきましての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

細川昭広議員。

○細川昭広議員 議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について伺います。

後期高齢者医療制度における医療費の適正化に資するため、レセプト点検委託機関への指導や療養費申請書の点検業務等を行うとともに、給付に関する被保険者等からの苦情への対応等に従事する、給付事務について豊富な知識及び経験を有する医療給付専門員の設置に当たり、報酬及び費用弁償について必要事項を定めているものと考えております。

そこで、非常勤職員数と資格及び具体的な報酬、費用弁償、旅費についてお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

まず、医療給付専門員の人数あるいは報酬等具体的なものでございますが、この医療給付専門員につきましては、北海道内の各医療機関から送付されますレセプトの点検業務を委託して実施する予定としておりますが、この委託機関への技術的指導あるいは療養費申請書の点検業務、このほか給付に関する被保険者等からの苦情への対応など、制度施行時から安定的に給付業務を進めるに当たりまして設置するものでございます。

配置人数は、業務量を勘案いたしまして二人を予定してございまして、報酬につきましては、同様の職務に従事しております北海道の老人医療給付専門指導員に準じまして、月額26万9,900円以内としております。

なお、資格につきましては現在特に定める予定はございませんが、制度施行時に混乱を来さないよう、これらの業務の経験が豊かな方を配置したいというふうに考えております。

また、旅費相当分は、私ども派遣職員に支給される旅費の例に準じまして、費用弁償で支給したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 分かりました。レセプト点検の委託機関への指導ですね、療養費申請点検業務。ここで言われている豊富な知識とか経験ということで、専門的な人なのかなというふうに考えるわけです。こういう人は先ほど資格は要らないというようにお話ございましたけれども、資格が要らなくてもこれだけの指導、点検、しっかりやれる方が二人ということになりますと、これはどういった方が対象になるのかなというふうに考えるわけです。例えば一般の募集をする場合、ハローワーク等になるかとは思いますが、そういったところで募集をするのか、はたまた違う形でこの非常勤職員を採用するのかということになると思うのです。報酬とかは別としましても、やはりこの点検とか指導というのは大事なことで私は思っております。そういったことがなおざりになりますと、当然いろんなミスが生じてくるということもあると思うのです。

そういう意味では、本当のプロフェッショナル中のプロでなければ、なかなか点検をすることや指導することはできないのではないかと、こう私なんかは思うのですけれども、資格要件はなくても、具体的に例えばどの程度の経験なり知識なり豊富な人というふうにとらえているのか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 資格要件を定めませんというふうに申し上げましたが、やはりこういった業務、特に制度施行時いろいろ混乱するということも考えられますことから、やはりそういった業務に現在従事していらっしゃる方、いろいろな機関がございますので、そういった機関に働きかけをして、だれかいい人がいないかというような形でちょっと折衝をさせていただこうというふうに、これから考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 何かちょっと心もとないかなとは思いますが、いずれにしてもこの業務、当然、今、議案説明の中では大事な給付事務についてやるわけですから、やっぱりいろんな問題が起きないということが大事ですし、問題を見つけるとか、そういうことも大事だと思いますので、採用に当たってはだれもが認める、まただれもがその人が仕事をきちっとしていただけるようなしっかりした人を要望して終わりたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

討論の通告はありませんので、これから議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（畑瀬幸二） 日程第9 議案第5号北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第5号北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会条例案につきまして、御説明をさせていただきます。

この条例案は、広域連合の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長の附属機関として運営協議会を設置するためのものです。

条例案の概要でございますが、委員は20人以内とし、学識経験を有する者又は公益に関する団体の役職員、保険医又は保険薬剤師等の団体の役職員、他の医療保険者又はその組織する団体の役職員のほか、被保険者等で公募に応じた者の中から委嘱することにしております。

具体的には、学識経験者及び公募に応じた者のほかは、現行の運営懇話会の出席団体から推薦をいただいた者の委嘱を予定しており、公募委員につきましては5人を予定しているところでございます。

また、委員の任期は2年とし、協議会に会長及び副会長各一人を置くこととしております。

なお、運営協議会委員に報酬及び費用弁償を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、この条例の附則において改正しております。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これから、議案第5号に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 2点について質疑を行いたいと思います。

まず、委員構成についてですが、第2条の20人以内の内訳は、（1）学識一人、公益団体6人、（2）保険医又は保険薬剤師団体4人、（3）各種保険者4人、（4）公募5人などが、また説明資料では委員の推薦依頼予定団体として示されております。

ここで市長会や町村会は首長が出てこられるというふうに思うのですが、首長の発言権、発言する場所は様々な場所で確保されているのではないのでしょうか。また、社会保険事務局は政府管掌健保のことと思いますが、ここに公務員が入る必要性はないのではないかと。この分、つまり3人分を公募委員に回すべきではないのでしょうか。

理由としては、できるだけ広い範囲から、かついろんな方の意見を反映できる、そういったこと。また、組織の重複を避ける構成とする。14支庁もある中でどのように公募委員



の地域割りをするのかなど課題も多いというふうに思います。是非この予定3人については公募委員に回すお考えがないのかについて伺います。

2点目ですが、運営協議会の議事録公開等についてです。

まず、市町村国保運営協議会が議案提出や運営に大きな役割を果たしている中で、広域連合でも重要な役割を果たすことになることは間違いありません。前定例会でも日本共産党の中橋議員が何点かこれについては要望して、連合長も前向きな御答弁の中で出された議案でもございます。問題は、広い北海道でどのようにその活動を周知するかです。議事録の公開また傍聴についてどのような運営をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

まず、運営協議会の委員構成についてでございますが、運営協議会を設置する目的は、運営に関する重要事項について、様々な立場の方から御意見をこの運営協議会の場で賜るということでございます。広域連合を構成する市町村を代表する北海道市長会あるいは北海道町村会の皆様につきましても、この運営協議会という場で様々な制度に関する御意見を聴くということが、私どもとしては必要だと考えているところでございます。

また、社会保険事務局につきましても、制度を運営していく中で、やはり他の医療保険者との情報の共有あるいは連携が必要となってございますので、こうした社会保険事務局のほうからも、やはり御意見を承りたいというふうに考えているところでございます。

住民からの直接御意見を頂くということは、大変私どもも貴重なことだと認識はしております。そのために委員の公募を実施することとしておりまして、人数につきましては全体の4分の1の5人で考えており、これによって十分御意見を反映できるのではないかとというふうに考えているところでございます。

次に、運営協議会の議事録の公開あるいは傍聴についてでございます。運営協議会は広域連合の運営上重要な役割を担うものというふうに考えてございますので、議事録は当然公開いたしますし、住民の皆様が傍聴できるように措置してまいりたいと考えております。

議事録の公開方法といたしましては、広域連合のホームページで公表するほか、住民の皆様のもっと身近な窓口でございます構成の市町村に、窓口での閲覧等についても依頼したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 それでは、自席から再質疑をさせていただきます。1点だけです。

公開については前向きなというか、質疑で求めたとおりの答弁がございました。また、公開についてホームページだけというのは少し注文があるのですが、それは後ほどの議案で行いたいと思います。

ただいま市長会、町村会は是非とも御意見を伺いたいという御答弁でした。ただ、まず

市長が、今35市ですか、そのうち8名の市長さんが議員として参加をされている。そして、連合長が市長ですよ。さらに市長会からという、35人のうち10名が参加をされるということが1点。割合が高いと、もう9名がいろんなこういう形で参加されていけばもう十分ではないのかと。十分というのは、ほかに比べて十分ではないのかというのが1点です。

もう一点は、この議案を作り上げていく上で、全市町村から意見を聴く場を必ず持っていますよね。今回も1月の25日ぐらいにやっていると思うのですが、これはまさに市長さん、町長さんの命を受けて参加をされると。ですから、市長の代理、町長さんの代理として出てこられるわけですから、そこでも市長さんや町長さんの御意見は十分に反映されることができる。

一方、公募の5人というのは、どうも北海道広いですから、支庁も14支庁あると。どういふふうを選ぶのかということを考えたら、例えば市長、町長、町村会と市長会から二つを公募に回せば、7ですから、14支庁で7だと二つの支庁で一人とか、そんなこともできるのかなということで、このあたり条例の文言ではございませんから、まだまだ御検討の余地はあるというふうに思いますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 市長会、町村会の関係でございますが、私ども個々の市長さんあるいは町村長さんからの御意見というような意味合いよりも、市長会あるいは町村会という独立した団体のいわゆる全体を総括する立場の団体の方からの御意見を頂きたいというような趣旨で市長会、町村会を含めさせていただいたところでございます。

それから、被保険者の公募の方法につきましては、これから検討させていただこうと思っておりますが、5人のほかに被保険者代表というわけではございませんが、公益代表の中に老人クラブ連合会の方あるいはシルバー人材センターの方というような形で、被保険者の声を代表するような方々もいらっしゃいますので、そういった方も含めると、十分被保険者等の方々の声をお聞きできるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 市長会、町村会からの2名については、再度検討を求めるということで、質疑でなくて要望ということで。特にいろんな必要性は当然あると思うのです。それは公募の一般道民にももっとも必要性もそれぞれあるわけで、それぞれの必要性を勘案して、やはりこの20人の内訳を決めていただきたいと、これは要望です。

再々質疑で最後にお伺いしたいのは、公募委員の選び方について、現在の考え方を具体的に伺いたします。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 委員の公募の方式につきましては、現在検討中でございますが、

私どもといたしましては今のところ75歳以上の方等に限らず、やはり広く一般道民の成人の二十歳以上の方の中から公募をしようという形で、全道域で公募をかけたいというふうに思っているところでございます。選定に当たりましては、選定の委員会等を設けて、公正に行いたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

討論の通告はありませんので、これから議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号～日程第14 陳情第3号

○議長（畑瀬幸二） 日程第10から第14 議案第6号北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例案、議案第9号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算、陳情第2号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算に係る陳情書、議案第10号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算及び陳情第3号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合医療会計予算に係る陳情書、以上5件を一括議題とします。

議案第6号、議案第9号及び議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第6号北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例案、議案第9号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第10号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算につきまして、御説明をさせていただきます。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の業務が開始される年でございます。このため、本広域連合の予算につきましては、一般会計のほかに、医療給付関連経費の歳入歳出を整理するため、新たに特別会計を設けることにしております。

予算の編成に当たりましては、前年度と同様、事務的経費については可能な限りの節減に心がけるとともに、被保険者の皆様にできるだけ御不便をおかけしないよう、医療給付業務の円滑な執行に特に配慮させていただいたところでございます。

なお、新たに特別会計を設けたことに伴い、人件費及び事務的経費につきましては、その性質に応じて、一般会計と後期高齢者医療会計に区分し、一般会計では、主として総務、企画部門、後期高齢者医療会計では、主として資格管理、医療給付、電算システム部門を計上することにしております。これらにかかわる構成市町村からの共通経費の負担金につきましては、一般会計で一括して計上をし、一般会計から後期高齢者医療会計に対し所要

額を繰り出すことにしております。

それではまず、一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出総額は18億3,647万5,000円で、前年度と比較して4億1,709万3,000円、約29.4パーセントの増となっております。

これは、平成20年度は業務開始初年度でございまして、電算システム導入整備等の準備的経費は大きく削減となりますが、他方で事務局体制の増強による経費増、後期高齢者医療会計におけるレセプト二次点検経費やレセプト等の画像処理化などの運用経費が新規に発生したことによるものでございます。

次に、歳入の主要なものについて御説明いたします。

まず、負担金の16億8,636万2,000円は、規約に基づく各市町村からの共通経費に係る負担分であります。

次に、国庫支出金5,100万5,000円は、保険料の不均一賦課に伴います補てん措置に係る国庫補助金のほか、運営協議会の運営費に対する国庫補助金でございます。

次に、道支出金5,085万6,000円は、国庫負担金と同様、保険料の不均一賦課に伴う補てん措置に係る道負担金でございます。

次に、繰入金600万円は、被用者保険の被扶養者の皆様等に係る広報啓発費用の財源に充てるための後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入れであります。

次に、繰越金4,000万円でございます。平成20年度予算につきましては、経常的な事務経費について節減に努めましたものの、各市町村からの負担金が相当の増額にならざるを得ない状況でございます。このため、平成19年度におけます事務処理の見直しにより見込まれる不用額を計上し、平成20年度の当負担金を可能な限り圧縮させていただいたところでございます。

次に、歳出の主要なものについて御説明いたします。

まず、議会費312万5,000円は、議会議員に対する旅費のほか、会議録調製委託料などを計上しております。

次に、総務費の総務管理費は、2億668万5,000円でございます。これには、派遣職員関連費として1億5,628万6,000円を計上しておりますほか、後期高齢者医療制度に関する広報啓発費として1,827万7,000円、事務所管理費264万3,000円などを計上しております。

このほか、総務費の選挙費9万円及び監査委員費32万円は、選挙管理委員や監査委員の報酬等でございます。

次に、諸支出金16億2,521万3,000円であります。これには、人件費、事務費にかかわる後期高齢者医療会計への繰出金15億2,350万1,000円を計上しておりますほか、国及び道からの保険料不均一賦課に伴う補てん措置に対する後期高齢者医療会計への繰出金1億171万2,000円を計上しております。

次に、後期高齢者医療会計予算につきまして、御説明をさせていただきます。

平成20年度の後期高齢者医療会計予算の編成に当たりましては、歳入における国の療養給付費等の負担金、調整交付金、道の療養給付費等の負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金及び構成市町村からの療養給付費の負担金につきましては、保険料率算定時の数値を基礎として計上させていただいております。

なお、保険料の関係につきましては、最新の所得情報等を基礎に計上し、平成20年度予

算上の被保険者数は63万5,000人、保険料の賦課総額は550億5,958万円でございます。

また、歳出における保険給付費についても、同様に保険料算定時の数値を基礎といたしましたが、健康診査の経費につきましては、市町村の介護保険会計負担事業との同時実施割合の見込みを実態に即して修正した結果、若干の増額となっているところでございます。

それでは、後期高齢者医療会計予算の概要につきまして、御説明申し上げます。

歳入歳出総額は、5,681億9,460万8,000円であります。また、一時借入金の限度額は410億円であり、これは現時点で見込まれます年間の資金収支状況を踏まえて設定したものでございます。

次に、歳入の主要なものについて御説明いたします。

まず、市町村支出金977億2,923万5,000円ですが、これには市町村において被保険者から徴収する保険料徴収額及び低所得者等の法定軽減分に充てる保険基盤安定費のほか、医療給付費の法定負担分である療養給付費負担金を計上しているところでございます。

次に、国庫支出金1,854億5,657万円ですが、これには医療給付費の法定負担分である療養給付費負担金及び高額医療費負担金、広域連合間の財政調整を行うための調整交付金のほか、特に高額な医療費の再保険事業でございます特別高額共同事業にかかわる拠出金に対する国庫補助金として4,000万円、健康診査事業にかかわる保健事業費の国庫補助金として1億3,069万円を計上しております。

次に、道支出金463億1,312万3,000円は、医療給付費の法定負担分でございます療養給付費負担金及び高額医療費負担金であり、支払基金交付金2,349億8,331万4,000円は、他医療保険者からの後期高齢者交付金であります。

次に、繰入金36億1,921万3,000円は、人件費及び事務的経費に対する一般会計からの事務費繰入金のほか、保険料の不均一賦課に伴う補てん措置に対する一般会計からの保険料不均一賦課繰入金であります。

次に、歳出の主要なものについて御説明いたします。

まず、後期高齢者医療費の総務管理費14億3,845万1,000円は、レセプト等の画像処理化などの業務運用経費3億5,750万9,000円、レセプト二次点検経費2億円、派遣職員関連費1億7,037万円などであります。

また、後期高齢者医療費の保険給付費は、5,664億5,415万7,000円であります。これには療養給付費5,377億7,732万7,000円のほか、高額療養費217億2,590万4,000円、レセプト審査支払手数料16億375万6,000円、葬祭費9億5,931万円、市町村への健康診査業務委託経費7億920万円、道財政安定化基金拠出金1億8,087万7,000円、運営安定化基金積立金25億7,147万5,000円などを計上しております。

なお、この運営安定化基金積立金に関連して、議案第6号北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例案を提案しておりますので、これにつきまして御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、広域連合の財政運営は2年間で行うこととされており、昨年11月に決定いたしました保険料率は、平成20年度と21年度の2か年の医療給付費を賄うことができるように設定したところであります。したがって、この2年度間は保険料率は同一の料率でございます。

しかし、他方で、医療給付費につきましては、平成21年度は20年度よりも増大するもの

と見込まれておりますので、平成20年度単年度で見ますと、医療給付費以上に保険料収入が見込まれ、見かけ上は保険料収入に余剰が出ることになります。

しかし、この余剰分は、あくまでも平成21年度の医療給付費に充てられるべきものでございますので、本広域連合独自の措置といたしまして運営安定化基金を設置し、この分を積み立てることにするものでございます。なお、基金に積み立てた額は、後期高齢者医療給付の財源に充てる場合に限り処分することができることにいたしております。

以上で、ただいま御上程いただきました各議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 議事の都合により、暫時休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時28分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第6号、議案第9号、陳情第2号、議案第10号及び陳情第3号、以上5件に対する一括質疑を行います。

通告がありますので、順番に発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 それでは、通告に従いまして、私は広域連合議会の医療会計にかかわりまして質問を行わせていただきます。

初めに、質問は、1款市町村支出金、1項市町村負担金にかかわりまして、歳入の1目保険料等負担金、そして節でも同じく保険料等負担金、ここにつきまして、主に被保険者の負担する保険金977億2,923万5,000円のうちからお尋ねをしたいというふうに思います。

お尋ねの趣旨といたしましては、65歳以上の高齢者の6割が年金だけを頼りに生活をしている現状がございます。今回の予算の提案の中で、保険料は月額1万5,000円以上の年金から容赦なく天引きされるという大変過酷な制度であります。4月からの保険料の負担が全体を通してそれぞれがどのぐらいになるのか、またこれまで以上の負担になっていくのか、年金からの天引きについては避けられないのかなどという不安が渦巻いています。

そこで本予算におきましてこれらが取り除かれて、安心して医療を受けたいという、そういう思いにこたえられる内容になるようお伺いするものであります。

質問の第1点目は、市町村が負担する保険料につきまして、まずは幾らになっていくのか。そして、基盤安定費と一括計上されておりますが、この一括計上の理由についてお尋ねするものであります。

2点目は法定軽減であります。7割、5割、2割の法定軽減を受ける人数と割合について、どの程度であるのかお伺いいたします。

3点目は、保険料の独自減免を受ける人数と割合はどの程度であるのか。

4点目につきましては、国民保険料では市町村の独自減免が相当数に上っておりますが、

今回の提案で同水準の減免となり得るのかどうか伺います。

次、5点目は、市町村が福祉対策費として独自に今後実質的な減免を行うところに対し、連合としてはそれを妨げないと考えてよいものかどうか。

6点目は、東京都などにおいては独自に保険料の減免助成を実施すると聞いておりますが、この点についてもどのように押さえていただけるのか。

7点目は、個人の生活の実情からして、年金からの天引きを承服しない人の場合においては特別徴収は強制されないものとするが、この点ではどうであるか。

8点目、65歳以上の障がい者についての加入はどの程度、人数と割合でありますが見ていただけるのか。

9点目は、障がい者の実情によっては途中での加入や退出もあり得るため、普通徴収の運用が適切と考えますが、どうであるか。

10点目は、北海道に対して、65歳以上であっても重度障害者医療助成を拡充するように働きかけを行っていく必要があると考えるが、どうであるか。

11点目は、特別徴収に当たっては保険料について、4月、6月、8月については仮算定、10月、12月、2月の本算定と2段階に分けられると聞かれますが、これを今後とも方針とされるのかどうか。

12点目は、現行の保険料による割高になる人たちは一体何人ぐらいと推定されているのか。これらについては現行より高くされる人数と、それからこの現状についてどのように連合長はお考えになっていただけるのか、お伺いするものです。

次に、歳出に入ります。

歳出につきましては、1項の総務管理費、一般管理費についてお尋ねをいたします。

12節であります。役務費につきましては、総額で1億3,692万6,000円が計上されております。通信運搬費とされておりますが、詳細な内訳についてお伺いするものであります。

次に、13節委託料についてであります。

ここでは総額5億9,207万1,000円の計上ですが、この内容についてもお伺いするものであります。

次に、電算システム費にかかわりまして、13節の委託料であります。一つにはシステム運用関連業務委託料、ここでは2億6,304万4,000円の計上ですが、この内訳についてもお伺いいたします。

システム運用の仕様書、この単価についても、試算をどのぐらいされているのか、お伺いをいたします。

同じくシステム運用にかかわりまして、昨年8月の臨時議会で日本共産党の清水雅人議員から、システム開発費システムエンジニアの単価が一律90万円、これは月額であります。異常な割高と指摘がありましたが、その後どのように見直され、取り組まれてきたか伺います。

この項では最後になりますが、これらの入札の在り方について、指名競争入札あるいは一般競争入札の導入を行うべきと考えますが、その点についてもお伺いいたします。

次、14節の使用料及び賃借料であります。システム機器等賃借料2億3,593万3,000円の内訳についてお尋ねいたします。

次、項が変わりまして、保険給付費につきましては、5目審査支払手数料、節では12節役

務費にかかわりましてお伺いいたします。

審査支払手数料16億375万6,000円の内訳と根拠についてお伺いするものであります。

次に、療養給付費の節19負担金補助及び交付金についてであります。全体で療養給付費は、5,377億7,732万7,000円の診療報酬が計上されております。さきにもございましたが、中央社会保険医療協議会が、今月、08年度の診療報酬の改定の骨子を発表されました。その中には高齢者担当医療制度の導入あるいは包括払いの導入、さらには入院時に当たっては短期間の入院を促すなどの診療の抑制につながる内容が含まれています。これらはいずれも給付の抑制を行い、高齢者に差別医療を持ち込むものであり、適切ではないと考えますが、これらについての見解も併せてお伺いするものであります。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 中橋議員の御質問のうち、保険料の現状に対する考え方につきましては私からお答えをさせていただき、他の部分につきましては、事務局長、事務局次長からそれぞれお答えをさせていただきます。

まず、現行の保険料より割高になる割合とそれに伴う見解についてということですが、昨年11月の広域連合議会におきましても御答弁を申し上げましたように、現行の市町村の国民健康保険の保険料は、資産割という賦課区分があるなど算定方法が異なりますし、また、市町村ごとの料率が大きく相違をしているという状況にありますことから、現行の国民健康保険の保険料と単純に比較することは困難なわけですが、保険料負担につきましては、低所得者に対して可能な限り配慮をさせていただいたつもりでありまして、例えば単身世帯で所得150万円以下の場合にはほとんどが負担減ということになります。ただ、市町村によっては、特に二世帯を中心として負担増となるケースも出てこようかと推測をいたしております。

これら負担増となる方の負担を現行の国保並み又はそれ以下に軽減するには、それなりの財源が必要となりますが、独自の政策的財源を有しない本広域連合といたしましては、北海道あるいは構成市町村が足並みをそろえて本広域連合に対して補助を行うこと以外に対応するすべがございません。しかし、現在の北海道と市町村の厳しい財政状況からいたしまして、なかなか難しいことと認識をいたしておりますことを御理解をいただきたいと思っております。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） では、私のほうからは、歳入に関するその他の御質疑と歳出に関する5点目、最後の御質疑につきまして御答弁を申し上げます。

まず、歳入に関する質疑の1点目、市町村が徴収する保険料についてでございます。

市町村が徴収する保険料は、保険料等負担金として約422億円を計上しております。この保険料等負担金には、低所得者等の軽減による保険基盤安定費に係る市町村負担金約10



6億円を合わせて計上をしているところでございます。

次に、この一括計上についてでございますが、構成市町村の負担金の取扱いにつきましては、私どもの広域連合の規約の別表第2の中で三つに区分をされております。一つは、事務に要する費用として共通経費、二つ目は、療養の給付費等に要する費用としての医療給付に要する経費、三つ目は、市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額ということで、保険料その他の納付金という形で区分をしております。この中で御質問のございました市町村が徴収する保険料及び基盤安定費は、この最後の三つ目の区分として区分をされますことから、一括で計上させていただいたところでございます。

続きまして、7割、5割、2割の法定軽減を受ける人数、割合でございます。

現在、被保険者台帳につきましては整備中でございます。また、推計につきましても、平成18年の所得ベースの試算でございますので確定したものではありませんが、平成20年度の予算計上上では、7割軽減の対象者は27万6,289人で全体の43.5パーセント、5割軽減は1万5,240人で2.4パーセント、2割軽減は3万9,815人で6.3パーセントと見込んでおります。

なお、被用者保険の被扶養者であった方につきましては、7万5,921人で12パーセントと見込んでいるところでございます。

続きまして、減免を受ける人数と割合についての御質問についてお答えいたします。

本広域連合におきましては、去る11月の広域連合議会におきまして答弁もしましたように、減免基準といたしましては災害等の場合、それから所得が激変をした場合、それから刑事施設に収監された場合、それから生活保護が開始された場合という四つの区分で現在行う予定でございます。これらの要件につきましては、個々の事情によるものでございまして、減免の見込み数を今段階で推計することは極めて困難でございます。したがって、減免分につきましては、現在の予算案では考慮いたしておりません。

なお、市町村のこれまでの国民健康保険の運用から見ますと、減免総額としてはこの4区分についてはおおむね2,000万円から3,000万円ぐらいではないかなというふうに見込んでいるところでございます。

次に、減免の水準でございます。ただいま申し上げました四つの減免基準の具体的な内容につきましては、現行の国民健康保険の減免基準を基に、現在市町村の御意見も聴きながら検討させていただいているところでございまして、ほぼ同水準にしたいというふうを考えているところでございます。

続きまして、市町村独自の軽減策を行うことに対する広域連合の考え方でございます。後期高齢者医療制度の枠内で保険料の軽減あるいは減免を行うことにつきましては、これは広域連合の権限という形で法定されております。したがって、制度上、各市町村が任意にこれらの軽減、減免を行うということにはできないというふうと考えているところでございます。ただ、この制度の枠外で各市町村の保健施策あるいは福祉施策の一環といたしまして、例えば助成制度を設けるといったような対応につきましては、私ども本広域連合として関与できるものではないと認識しているところでございます。

続きまして、東京都におきます独自の保険料軽減施策についてでございます。

東京都広域連合におきましては、低所得者への更なる軽減対策ということで、収入208万円、旧ただし書きの所得で申しますと55万円に相当いたしますが、これ以下の方を対象

といたしまして、所得割のかかる方に段階的に所得割額を25パーセントから全額減免をするというような措置を講じるという形で、広域連合議会に提案をする予定だと聞いているところでございます。なお、これに要する額は約7億円というふうに聞いておりました、この財源については、すべて東京都の特別区及び市町村から御負担をいただくということになっていると聞いているところでございます。

続きまして、特別徴収の考え方についてお答え申し上げます。

特別徴収につきましては、これは市町村の権限でございまして、広域連合の直接の権限ではございませんが、法令で定めるところにより市町村が行うというものでございます。制度上は、年間の年金見込額が18万円以下の方など一定の方を除きまして、特別徴収の方法で納めていただくということになっておりまして、災害その他特別の事情があることによりまして、特別徴収が著しく困難であると市町村が認める場合は、例外的に特別徴収から除外されるという制度になっております。したがって、年金を承服しないというような被保険者の方の御希望によりまして、特別徴収から除外できるというようなことにはならないかなというふうに考えているところでございます。

次に、65歳以上の障がい者が加入する人数と割合についてでございます。予算上、平成20年度につきましては3万7,422人と見込んでいるところでございまして、割合としては約5.9パーセントでございます。

それから、障がい者の実情によっては途中での加入、退出もあるので、普通徴収の運用がいいのではないかと御指摘でございます。65歳以上75歳未満の一定の障がいの方につきましては、お話にありましたように任意に障害認定の撤回を求めますし、撤回後また再申請を行うということも許されているところでございます。したがって、これにより後期高齢者医療において途中での脱退、加入というのは当然あり得るというものでございます。ただし、制度上は、今のところ特別徴収から除外するという扱いはなっておりません。

続きまして、北海道に対する重度障害者医療助成の拡充についての働きかけの御質問でございます。障害認定を撤回されまして、後期高齢者医療の被保険者から外れる障がい者の方々につきましては、重度心身障害者医療の助成の対象とするかどうか、これにつきましては後期高齢者医療の加入、脱退を選択する判断基準にもなるということでございますので、私も広域連合といたしましても非常に強い関心は持っているところでございます。

ただ、この医療助成制度、御承知のとおり、北海道の補助事業といたしまして各市町村が実施主体になるというものでございます。したがって、こういう福祉施策につきましては、北海道及びそれぞれの各市町村におきまして住民の声を聞いたり、あるいはそれぞれの議会におきまして十分議論を経て決められていくべき、そういう事柄であるというふうに私どもとしては考えているところでございます。

それから、特別徴収の算定方法、仮算定、本算定の関係でございますが、お話にありましたように、特別徴収保険料、4月、6月、8月は18年中の所得を基に仮算定をして保険料を納付していただきまして、6月から7月にかけて本来的な保険料算定として19年の所得に基づき本算定を行い、この確定した保険料額から4月、6月、8月に徴収した保険料を差し引いた上で、次の10月、12月、2月の納付額を決定をするというような、そういう扱いでございまして、これについては21年度以降も同様のものになるということでござ

います。

それから、歳出に関する御質疑のうち、診療報酬に対する件でございます。

お話にありましたように、現在、中央社会保険医療協議会がまとめた現時点の骨子を見ますと、本当に様々な議論が行われているというふうに承知をしているところでございます。最近になっていろいろ新聞報道でも、一部再診料についての引下げについては断念をしたとか、そういった報道が来ているところでございますが、これにつきましては2月の中旬に、中医協のほうから最終答申が出されるという情報を頂いているところでございます。

私ども広域連合といたしましては、後期高齢者の方々につきまして、前回の議会でもお話し申し上げましたが、必要かつ適切な医療が十分確保されること、これが第一に重要であるというふうに考えておまして、私どもとしてはそうした方向で診療報酬についても整理されることを期待しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 事務局次長。

○事務局次長（進藤理） 歳出に関しますそのほかの御質疑につきましては、私から御答弁させていただきます。

まず、役務費の1億3,600万円についてでございますが、これは被保険者への医療給付関連等の通知にかかる郵送費であり、内訳といたしましては、医療機関で受診された全員に受診状況をお知らせする医療費通知7,200万円、自己負担額が高額となる被保険者が、高額療養費申請書を市町村へ郵送による提出の際にかかる返信受取人払い500万円及び高額療養費の支給のお知らせをする高額療養費支給決定通知4,500万円等を計上しております。

次に、委託料の5億9,200万円の内訳などにつきましては、医療機関から審査支払機関を通じて送付されますレセプトの内容及び重複請求に関する点検事務の業務委託料2億円、レセプト及び各種療養費申請書の画像化、療養費の請求に関する審査・確認事務の業務委託料3億5,800万円、賦課決定通知書、減額認定証などの台紙類の印刷業務委託料1,200万円及び社会保険診療報酬支払基金において、被用者保険の保険者から保険料軽減に必要とされる被扶養者情報を集約し、広域連合へ提出していただく業務委託料2,200万円となっております。

また、積算根拠についてですが、参考見積りや社会保険診療報酬支払基金については、国などの情報を参考として、現段階で可能な限り積算したところでございます。

続きまして、電算処理システム費についてでございますが、システム委託料2億6,300万円の内訳につきましては、広域連合電算処理システムの保守及び運用に要する経費として1億6,590万円、同システムの修正に要する経費として5,817万8,000円、データセンターにおける機器管理に要する経費として1,197万円、市町村設置機器及びネットワークの保守及び運用に要する経費として1,912万1,000円、情報セキュリティポリシーの運用に要する経費として749万7,000円、地方自治情報センターより導入した全国市町村データのメンテナンスに要する経費として37万8,000円でございます。

次に、システム運用の単価を幾らと試算しているのかとのことではありますが、予算編成の段階であるため、業務の人工数等について正確な見積りが困難なことから、事業者の参考見積りから所定の割り落としをして計上したものであります。なお、実際の発注時の積算については、業務内容に応じた人工数及び単価を厳密に精査し、適正な設計作業に当たりたいと考えております。

次に、システムエンジニアの単価一律90万円を見直したかとのことではありますが、御指摘のありました電算処理構築業務については、業務内容が多岐にわたるとともに複雑であり、加えて幅広い技能と知識が必要とされるものであったことから、国土交通省の設計業務の技術者単価の平均額であります90万円を積算単価として使用したものでございます。それ以外の業務については、限られた範囲での業務内容であることから、各種積算資料から業務内容に応じた単価を厳密に精査し、設計作業に当たっているところでございます。

次に、システム賃借料2億3,500万円の内訳についてであります。これは広域連合電算処理システムの稼働に必要なシステム機器等のリースに要する経費であり、データセンター等を含めた広域連合側に設置しておりますサーバその他本体機器等一式の賃貸借料金として5,784万4,000円と、市町村に設置しております端末、プリンタその他機器等一式の賃貸借料金として1億7,808万9,000円とでございます。なお、賃貸借料金計上額のほとんどは、平成19年度予算執行時において長期継続契約を既に締結している機器等の賃貸借について、平成20年度においても継続して支出するものでございます。

次に、委託契約などに一般競争入札を導入する考えについてであります。電算処理システム関係の委託契約については、短い期間に全道180市町村にわたる広範囲での構築業務が必要であることから、委託業者が必然的に絞られてくるのが現状であります。これまでも機器賃貸借及び消耗品購入等については、一般競争入札に付してきたところであり、今後も可能な限り一般競争入札で対応していくこととしております。

次に、審査支払手数料については、保険料率算定時と同様の額を計上しているところであります。積算につきましては、一人当たりの年間レセプト見込み枚数28枚に平成20年度被保険者見込み数63万5,000人を乗じて年間総見込み枚数を算出し、これにレセプト1枚当たりの審査支払手数料単価98円40銭を乗じて得た額に対して、平成20年度における審査支払が必要な4月から翌年2月診療分の11か月分として、12分の11を乗じた額である16億円として計上しております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 それでは、何点かにつきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、質問させていただきました順番に基づいて行わせていただきますが、2点目の法定軽減にかかわる人数と割合についてお伺いしたところであります。

お答えをいただきまして、まだまだ確定ではないということでありましたが、ここで私どもが問題にするのは、質問の全体がそのようなのですけれども、これまでの国民健康保険、政府管掌もあります。その保険の中で減免を受けていたけれども、この後期高齢者医療制度によってそこから外される、不利益をこうむるということを避けなければならないと

という観点からお伺いいたしました。ここでは全体の割合から比べてみると、7割が43.5、あるいは5割が24などということですので、これまでの保険料と一概に比較することとはなかなか難しいのかなとは思いますが、不利益をこうむっている場合の救済というような形はどのように考えてられるのか。先ほどの陳情の方もありましたが、様々な細かい点での指導が必要であるというふうに思います。その点ではいかがでしょうか。

それから、3点目の保険料の独自減免についてであります。ここが非常にこれからの運営で大事になってくるところではないかというふうに思います。先日こちらの広域連合のほうで、各市町村に対する担当者の説明会というのを開かれておりました。この減免にかかわる資料が渡されておりました。その中を見ますと細かく書いておりました。減免の中で、条例案という、これから決められますので案ということだと思っておりますが、そこには所得減免等を行う基準として、重大な障がいや長期の入院、事業の休止や収入が著しく減少した場合というふうに書かれております。

ちょっとこの点では具体的にお伺いしたいのですが、まず一つは、この対象となるのが世帯主に限られております。広域連合の保険は個人単位ということですので、世帯主に限定するという概念、ここは連合の個人個人ということとは矛盾するのではないかと、この点ではどうか。

それからもう一つは、著しく収入が減少したというふうに書かれております。その著しく収入が減少する理由の中に、長期入院などが挙げられているのですが、後期高齢者の多くは年金が主な収入だと思います。したがって、入院などが長期にあったとしても、収入そのものが著しく減少するということは考えにくい。問題は、この長期入院など余儀なく出費がかさむわけですが、そういうものを経費として差し引いたのちのお金を見て著しく生活費としての使えるお金が少なくなったと、そのように判断をしていくことが大事ではないかと思うのですが、その辺の収入の著しく減っていくというとらえ方、これはどのように押さえておられますか。

また、長期入院というのも一体どのぐらいを長期とするのか、この点も伺います。

さらに、ここでは、経費の押さえ方の中には入院にかかわる経費を単に病院にかかるお金だけと見るのか、あるいは税控除の中には医療費控除というのがございしますが、こういった概念で経費を押さえていいものなのかどうか。今後の被保険者に大変大きくかかわってきますので、ちょっと細かい質問ではありましたが、お答えをいただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険あるいは市町村の独自減免についてお伺いしたところです。細かくお尋ねしましたが、4点、5点ダブるところがありますので、一括してお伺いをするところですが、これまで市町村では国民健康保険では、全道180のうちの札幌市を始めとして80の市町村が軽減の対策を行ってきています。これらが後期医療制度に移っていくと、その人たちはこの独自減免から外れていくということになりますので、この点での負担も相当大きいものと考えます。

今後ともそれらの独自減免が、先ほどのお答えですと、連合としては、市町村が福祉施策などのような形で行われることについては、意見を言う立場にはないということでありましたけれども、問題は、連合として積極的にこういった不都合な状況も含めて制度を持って、これまでの軽減対策が連合として救われていくということが大事でないかと思いま

す。なかなか独自の財源がないというようなこともございましたけれども、ここは北海道とのかかなりの協力関係が必要であるというふうに思いますので、その点のお考えについても伺います。

東京都の例をお尋ねしたのも、こういった軽減対策に踏み切るところがあるのだという意味合いも含めてお尋ねいたしましたので、前段に絡めてお答えをいただきたいと思ます。

それから、個人の生活の実情からして年金の天引きを好まない、望まないということに対するお答えは、法、政令で定められているので難しいということでありました。これは多分説明会などに行かれたときに、かなりの被保険者の声として出されていることではないかと思ます。市町村の説明会の中でも、高齢者の方たちが年金から天引きされることに対する危ぐといいますか、あるいはこれまできちっと自分たちの意思として公租公課、様々なものを払ってきたということが続けたいといいますか、長い間そういった生活をされてきている皆さんに、ここで制度替えということで普通徴収を駄目だということになっていくと、その点での戸惑いも大きいのではないかというふうに思まして、連合としてできないことについては、やはり国にもこういった意見があるということ、定めたところに対して意見を出していくということも大事ではないかと思まして、再度伺います。

それと、障がい者の問題であります。この障がい者についても、特別徴収について普通徴収でやるべきだということでお伺いをしたところでありますが、扱ってはならないというふうに言われているということでありました。ただ、これは本当に障がい者については、この点では特別の不都合が生じてくるというふうに思ます。事務局長お答えになられましたように、任意でありますから、その人のそのときの状況によって後期高齢者医療制度に入っている、あるいは脱会するということが見えてまいります。いろいろ市町村役場にお聞きしますと、こういった方たちの年金からの天引きを進めていくと、そういう短い期間での対応に年金の天引きという形を一度とってしまうと、それに沿った形で短い期間ですぐ止める、あるいは返金するということがなかなか難しくなるのだという実情も、これは市町村の悩みとしても聞かされています。そういう点でできないのだということだけではなくて、こういうことにも耳を傾けていく必要があるのではないのでしょうか。

また、北海道に対して医療助成であります。道と市町村がやっていた事業なので、そこで話し合ってもらいたいということでありましたけれども、やはりこれも広域連合制度ができることによって、例えば国民健康保険に加入していた方たちはこれまでもこの恩恵を受けていくということがあるのですけれども、それ以外の被扶養者の保険の人は適用外になるというような、広域連合制度ができたことによる不利益といえますか適用外というの生じてまいりますので、道と市町村だけにやりなさいということではなくて、連合としてもこれらの問題について、北海道に対して意見を上げていくべきだというふうに思ますが、どうでしょうか。

それから、特別徴収の保険料の在り方なのですけれども、当然所得の確定が5月末、そして6月ということでありますから、このような二本立てでの徴収ということになるということは、現実の問題として理解するところではあります。しかし、これが毎年方針とするということは、毎年そういうことになっていくわけですから、市町村の事務量を考えると、国民健康保険と同じように、所得が確定する時点をスタートとする徴収をするような

仕組みが作られないか。結局この二本立てのやり方をしていくと、1年に二度保険料の通知を送っていかなければならないことになっていきますよね。そういう煩雑な事務処理の軽減も考えていく必要があるのではないか、関係機関に働きかける必要があるのではないか、このように思います。

さて、歳出のほうでお尋ねをいたします。1点目の役務費は通信費が主でありました。今、前段の保険料の二段階の請求事務が市町村にとってとても重たい事務量であるというだけに限らず、今回の制度ができることによって市町村の事務量というのは、広域連合というのが別にできたにもかかわらず、できて市町村としては負担金も払い、そこで一定の事務処理がされるということを考えていたわけですが、現実としてはそうはならない。通信費一つあるいはいろんな諸経費にしても市町村に直接ではなくても、例えばこんなこともあります。事務量が多いという点では、高額医療費などの返金あるいは過誤請求などによる料金の返還、こういった具体的な実務ができた場合にそれを直接連合のほうでお金の計算はなされますが、実際に被保険者にお金を返していくという実務については、あくまでも市町村で行うべきと指導を受けているということでありました。

こういったことにかかわっての諸経費や人件費も含めると、今までの国保の運営のとき以上に煩雑で事務量が増えていくということになってきます。そういう点で市町村に対する配慮であるとか、あるいはもっと簡素化な事務、もっともっと広域連合としてやることのできないのかどうかということも含めてお尋ねをしたところですが、いかがでしょうか。

次に、委託料にかかわりまして、かなりの総額では高額な金額になっていくのですね。システム関係、これはさきの臨時議会あるいは定例会の中でも取り上げてきたことでありますが、一つにはどのように改善の努力がなされてきたのかなということをお伺いしたかったのです。しかし、現実には高いシステム開発費などは、ここに具体的に書きましたエンジニアの単価は一律90万円は変わっていない。さきの議会でも、確かに全体を統括するためのエンジニア、システムマネージャとおっしゃるのですか、そういうところについては高額な算定がされるのだけれども、一般的な技術者についてはそういう算定ではないのだということが、道の積算の単価表などにも出ているということであれば、その点も十分に考慮して、全体として経費が削減されるような方向に向けるべきではないか。大変なのだ、重要な実務だからずっと90万円なのだということではなしに、この点での改善もより進める必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、例えばお答えの中にありました保守点検の1億6,000万円、非常に高額だというふうに思うのです。1億6,000万円を保守点検ということですから、これはずっと継続されるもの、お答えの中でもそうでありました。こういった経費がずっとかさんでいくということを考えれば、もっともっと軽減をする方向に向けるべきだと。例えば今既に長期の契約でというようなことでもありましたけれども、やはり1社だけに限らず2社、3社、そういったところから見積りも取って、そして可能な限りの一般競争入札というお答えありましたけれども、もっと、今はスタートしたばかりではありますが、今後においては、より経費節減に向かうような数社の業者を入れてでの契約の在り方を検討すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

取りあえずその点のお答えを求めます。

○議長（畑瀬幸二） 議事の途中でありますが、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 5 分休憩

午後 3 時 2 5 分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、自席で答弁をさせていただきます。

まず、質疑の 2 点目の法定軽減の話でございます。7 割、5 割、2 割の軽減につきましては、市町村の国民健康保険も基本的に同じでございます。ただ、市町村の国民健康保険の場合、一部の町村におきまして 6 割、4 割軽減しかやっていないところもございまして、その部分につきましては私どものほうが軽減率が高くなるということもでございます。

それから、減免で不利益をこうむる場合の救済ということで、独自減免、特に低所得の減免というところが御念頭にあるかと思えますけれども、やはり先ほど連合長からも御答弁申し上げましたように、なかなか独自の財源がない、そういう広域連合でございまして、なかなか難しいところもございまして。

それから、減免の対象を世帯主に限定しているのではないかと。確かに条例上そういう形になってございますが、私どもとしては今後規則で定めていく予定ですが、被保険者の同じような状況についてもやる予定で今考えているところでございます。

それから、収入が著しく減少したといえますか、3 点目と 4 点目、医療費控除あるいは長期入院、その辺の減免の部分につきましては、現在、市町村の御意見を今とっている段階でございまして、細かい点についてはなかなかまだ決まってはございません。現在、検討中ということもでございます。

それから、東京都がやったような独自軽減みたいな措置について道に求める、そういったことをすべきではないかと、市町村が独自にやるのは差し支えないがというようなところでございました。実は東京都の場合の例を申しますと、先ほど私、所要額 7 億円程度と申しましたが、東京都はそれ以前の段階でも独自に保険料の軽減施策ということで、審査支払手数料ですとか、そういったものを区市町村の負担ということにしておりまして、総計いたしますと、東京都の区市町村の負担は軽減のため 65 億円ほど出しているところでございます。こういったことにつきましては、何と申しましょうか、やはり地域格差というものを私どもとして痛切に今感じているというところでございます。

それから、特別徴収の障がい者の面ですとか、国に改善の意見を上げていくべきではないかというところでございますが、これにつきましてもやや手続も、私どもとしても市町村にとりましても煩雑な部分もございまして、この簡素化あるいは手続の簡便化みたいなものにつきましても、もし今後の運用の中でそういう上げるべきものが出てくれば、国に対して申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、特別徴収については市町村が実施主体になりますので、私どもというよりも、や



はり市町村の意見をまず第一に聴いていく必要があるかと思っているところでございます。

それから、障がい者の助成について北海道に意見を上げていくべきだろうというようなことでございます。現段階ではちょっと私どもも帰すうがどうなるかということについては、具体的にはまだ決まっていないというふうに聞いているところでございます。まずは権限と責任を持つ北海道あるいは市町村のほうで十分議論をしていただくべきものだというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

特別徴収手続、煩雑な面があるということで、これにつきましては改善が必要なものはしていく所存でございます。

それから、市町村の事務量が煩雑だということでございます。確かに事務量的にも金額的にもいろいろ御負担をおかけしている部分がございます。ただ、この制度、御理解いただきたいのは、私どもと市町村が連携をして、それぞれの役割を分担して行うというものでございます。市町村が役割として分担する事務については、市町村において経費を負担していただくざるを得ないということでございますので、御理解をいただきたいと思いません。

広域連合におきましても、簡素化、節約を旨としたいというふうに思っておりますが、なお改善の余地があるものでございましたら、議員の皆様様の御指摘も受けまして、各市町村からの御意見も踏まえながら、簡素・合理化を図っていきたいというふうに考えております。

それから、システムの委託料の件でございます。90万円の単価というのは、電算処理構築業務というのが非常に多種多彩にわたった複雑な業務という件を考慮して、あの場合に限って使わせていただいたものでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、19年度以降、それから20年度も運用保守というようなある意味単純な業務でございますので、それぞれの業務に見合った適切な単価をそれ以外のものについては使っておりますし、20年度もそのような形で行っていく予定でございます。

それから、機器のリースにつきましては、これは一般競争入札で今までも行ってきておりますし、今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

若干答弁漏れがあるかもしれませんが、以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 それでは、簡単に最後に質問させていただきます。

保険料の独自減免の基準の問題であります。今後十分関係機関と相談なされて、確定されていくということでもあります。そこで、私としては提案といいますか、是非参考にさせていただきたいと思うのは、北海道の道民の多くが住んでいるこの札幌市の税の減免条例。もともとは地方税の在り方そのものに端を発して、様々な軽減の基準をいろいろな角度から研究されて持たれているということを知っております。ここでは年齢の問題、あるいは先ほど細かく長期入院は幾らかとかいろいろ聞きましたけれども、そういう規定につきましてもしっかりとした定めを持っていらっしゃるということでもありますので、是非そこも十分に参考にさせていただいて、これらが広域連合の制度の中で生きる形をとっていただき

たい、そう思いますがいかがでしょうか。

あと全般にわたりまして、やはり広域連合というよりは関係機関にきちっと働きかけを行って、それぞれの責任、役割を果たしていただくという面も多いかと思えます。そういう点で、連合としてその中での役割というのにも明確に位置付けていただきたい。市町村の事務上の煩雑の問題も、これはやはり今までの老人保健の流れの中でもう事務をしているというのが実態でありました。それがこちらに広域連合という形で移ったのではあるけれども、しかしより煩雑になっていっているというのが現状と聞いております。十分御配慮をいただいて、必要なものは両方でやるのだから町村の経費だよということをお答えありましたけれども、何回も申し上げます。町村もこちらの負担をしているということも考えれば、その点での考慮もあっていいのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

最後になりますけれども、給付の問題につきまして伺いました。これは2月中旬ごろ最終決定ということでありまして、この点でも4月実施ということを考えれば、かなり煩雑な業務になってくるかと思えます。必要な医療が適切に受けられるというお答えでありましたので、その点では今回の中医協の中身は適切なものというふうに考えられませんが、是非この点でも強力な声を上げていただいて、意に沿った制度になるように御奮闘いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 最初の減免の基準、札幌市の市税条例でしょうか、そういったものを参考にすべきというようなお話もございましたが、基本的には私ども全道の市町村の国民健康保険の減免の運用というのを、まず第一に考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、市町村の事務の煩雑さにつきましては、制度がまだ具体的にスタートしていない段階でございまして、これからまたいろいろと出てくるというようなこともございますので、そういったものを含めてきちんと対応をさせていただこうというふうに思っております。

私ども広域連合、給付の先ほどの診療報酬の関係もございましたが、医療保険者ということでございますので、医療保険者として必要な改善を求めべきものは求めていくというようなスタンスで考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 次に、細川昭広議員。

○細川昭広議員 それでは、簡潔にお伺いしたいと思います。

議案第9号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算について伺います。

歳出での総務費から一般管理費の委託料1,907万7,000円を計上しておりますが、内容についてお伺いをいたします。

次に、議案第10号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合医療会計予算について伺います。

歳出での一般管理費の嘱託職員報酬が計上されておりますが、内容について伺います。

また、委託料として5億9,207万1,000円計上しておりますが、内容についてもお伺いします。

次に、健康審査費として7億920万円を計上しておりますが、内容についてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、御答弁申し上げます。

初めに、20年度一般会計予算の委託料1,907万7,000円についてでございます。まず、職員健康診断業務委託料でございますが、これは私ども広域連合の派遣職員の健康診断にかかわる経費でございます。派遣職員、遠距離から来ている職員がたくさんおりますので、そういったことで派遣元で健康診断を受けられない職員に関しましては、派遣協定で、私ども広域連合が責任を持って健康診断を実施するというような形にしているところでございます。そのための経費として計上させていただいたものでございます。

次に、2点目の広報事業業務委託料について、内容と申しますか、考え方についてお答えを申し上げたいと思います。

平成20年度は制度が始まったばかりの時期でもございます。私どもこれまでいろいろな御指摘を受けまして周知に努めてまいりましたが、周知についてはまだまだ十分に進んでいないというような状況かと思われまして、したがって、そういった観点からも引き続いて積極的な広報は必要だろうというふうに考えているところでございます。引き続きまして、新聞広告の掲載、ポスター、あるいはもっともっと分かりやすく制度を解説したリーフレットを作成いたしまして、被保険者の方々に配付するなど積極的な広報に努めたいというふうに考えております。

広報事業業務委託料の内訳といたしましては、新聞については半5段の大きさに3回掲載で720万円、ポスターについては市町村配布用に4,000部程度を作成することにし、40万円、リーフレットは被保険者及び市町村窓口用に83万5,000部程度で、1,070万円でございます。

なお、広報事業の業務委託料には含まれてはおりませんが、先ほども申し上げました制度の周知が十分でない、そういった地域につきましては、市町村と連携をいたしまして、引き続いた住民説明会、そういったものの開催も検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、平成20年度の後期高齢者医療会計の嘱託職員報酬につきましては、議案第4号において御説明申し上げました医療給付専門員二人分の報酬でございます。

それから、委託料5億9,207万1,000円の内容でございますが、先ほども若干申し上げましたが、レセプトの一次点検については国保連合会のほうにお願いをしてやっていただく

ことにしておりますが、それを受けた二次点検については、私どもから民間の事業者に委託をして行う予定でございます。この二次点検の業務委託料として2億円を今予定をしております。

そのほかレセプトの保管につきまして、私ども保管場所がないということもございまして、そのレセプトのOCRといえます画像処理をする、その経費等を含めて3億5,750万円ほど計上しているところでございます。そのほかに被用者保険の被扶養者の情報を社会保険診療報酬支払基金のほうから頂かないと、私ども業務ができないということになりますので、その情報提供のための業務委託料として2,224万円ほどを計上させていただいております。

それから、健康診査費についてでございます。健康診査費は御承知のとおり、74歳以下の特定健康診査の健診項目のうち、必ず項目に限定をいたしまして市町村に委託をし、実施することとしているところでございます。利用者負担額については、基本的には健診費用のおおむね1割の範囲内で市町村に定めていただくということになっておりまして、市町村の側の政策的配慮で、特定健診との均衡の観点から無償にすることも可能としているところでございます。現実はこの部分、政策判断で無償にしている市町村も幾つかあるというふうに聞いているところでございます。

予算計上につきましては、市町村への委託料として6億2,665万円、その委託にかかわる事務費として8,255万円、合わせて7億920万円を健康診査費として計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 それでは、何点かお伺いをしたいと思います。

先ほどの職員健康診断業務委託料につきましては、当然健康管理をしっかりしていただくということでは、職員の皆さんも当たり前のごとでございます。それに80万円ということでは、そのあとの広報事業、先ほども前段でも触れさせていただきましたけれども、20年度と19年度と比較をして違いといいますか、住民説明会を広域連合として再度やるというようなお話が今ございましたので、ただ恐らく懇切丁寧な説明といっても、先ほど新聞とポスター、リーフレットですか、これも19年度もやってこられたとは思いますが、なかなかどうなのでしょう。こういったのが効果がどの程度この19年度であるのかという、まず費用対効果といいますか、そういったものを見て、例えば20年度に対する一回周知をして、ある程度理解があったと。再度何が必要なのかというものがあつてしかるべきかなと思います。連合として何回か住民説明会を開くという点については、積極的なことだというふうに理解をしておりますので、もしこの違いをどういうふうにつけていくのかと。現場の声も含めて19年度と20年度の違いをどのように考えるか、お伺いをしたいと思います。

それから、議案第10号でございますが、嘱託職員につきましてはよく理解をいたしました。委託料につきましてお話を聞きたいと思っておりますけれども、5億9,207万1,000円ですか、その内訳をお話しいただきましたけれども、二次点検業務とそれから給付関連等の業務の

委託が高額なために、これは一般競争入札というふうに理解をしてよろしかったでしょうか。それとも業者がどのような形で今後契約されていくのか。また、そういった今後の流れの中で、見積り合わせとかということも考えられるのではないかなというふうに思うのですけれども、この委託に対する先ほどの同僚議員のほうから別な角度で電算システムのことでお話があったとおり、透明性というものも一つは大事だというふうに私は思いますので、この委託先といいますか、そういったものについての考え方をお示しをいただきたいと思います。

それから、健康診査費でございますが、先般の議会でもお話をさせていただきましたとおり、1割負担をするということは、地方の自治体180市町村、とりわけ私どもの市としましてもこの1割軽減をどうするかということが問題になって、この第1回定例会が予算組みをされているわけです。また、インフルエンザ予防ワクチン投与の支援につきましても、今まで無料だったのが75歳以上になると有料になるということで、これまた一般会計から予算を組まなければいけないという、先ほど事務局長のほうから、その支援については福祉的目的ということで、当然一般会計からやるわけですが、そういった各自治体が健診のことも含めて支援をしなければならないということで、道に先ほど様々な形で申し入れる、また国に申し入れるということでございましたけれども、現実にこうなりましたということが近々発表していただくということはないと思いますけれども、まずはこの2年間やるわけですから、そういった中で努力したけれども、できませんでしたということでは、私は理解し難いものも出てくるのではないかなというふうに考えますので、どうか知恵を絞っていただいて、何とか支援体制がきちっと広域連合にしていだけるような成果をお示しをさせていただくことが大事だと思いますので、できれば広域連合長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、最後の御質問につきましては、連合長のほうからさせていただきます。前段の3点ほどにつきまして、私のほうからさせていただきます。

まず、19年度と20年度の違いということで、19年度につきましては制度導入のきっかけということで、広域連合の名前を覚えていただくとか、そういったところもございまして、テレビ広告みたいなものもやっておりましたが、これについては20年度はやめることにいたしているところでございます。費用対効果も考えまして今後もやっていきたいと思いますが、20年度についてはやはり個別の御相談というのがメインになってくるのかなというふうに考えております。その意味では窓口あるいは電話相談のそういったものの充実ということに力もちょっと考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、委託料の執行方法につきましては、今のところレセプトの二次点検につきましては、指名若しくは一般競争入札で民間事業者をお願いをしよう。これは一次点検について国保連合会に委託する関係上、けん制作用から言いますと、二次点検については民間の事業者に私どもの嘱託職員が指導監督を行いながらやっていくというのが一番いいスタイルではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、ほかの画像処理あるいは療養費の請求に関する審査確認事務、そういった

ものにつきましては、現段階では私ども国保連合会に委託を想定をしております。こういった現物給付については国保連合会に審査支払委託という形でお願いをいたしますが、そのほかの療養費払い、いわゆる償還払いというものも同様のレセプトの点検みたいな形をする形になりますので、こういったことにつきましては、各市町村が国保連合会のほうにお願いをしている点検と同じような形でさせていただこうというふうに考えているところでございます。

それから、健康診査の関係が一つございました。健康診査につきましては、政策的に御負担するという部分が出てくる市町村も幾つかございます。そういった部分に対して道のほうの補助を求めるとか、そういったことにつきましては、道庁のほうもかなり厳しい財政状況でもございますが、私どもとしても市町村の御負担の状況を見ながら、上げるべきものは上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 全体を通じまして、いろいろ御意見、御質問を頂きましたが、これまでも御答弁を申し上げてきておりますけれども、当広域連合独自の財源を持たないということで、皆さんの御意見、御要望になかなか十分なおこたえができないということについて、私自身も大変歯がゆい思いもいたしておりますけれども、今後とも改善が必要な部分につきましては、地方六団体などとも連携をしながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（畑瀬幸二） 次に、清水雅人議員。

○清水雅人議員 それでは、通告順に従いまして質疑を行います。

まず、議案9号、2008年度一般会計予算ですが、この予算を総括的に連合長の基本姿勢についてお伺いをしたいと思います。

今、国民負担増は、近年の各種控除の廃止、また減税の廃止、そしてこの直近の灯油、ガソリンを始めとした資材高騰、電気・ガス料金、食料品値上げ、中央バス値上げなど、枚挙にいとまがないほどの状況になっています。

こういう中で凍結が1年されたとはいえ、70歳以上の医療費が2割負担になる。また、70歳以上もホテルコストが導入される。まさに負担増が増大している中で、この被保険者の皆さんの実態、困窮の深まりについてどのように受けとめているのか。また、少しでも広域連合の事業によって負担増にならないようにすべきと考えますが、大場連合長のお考えを伺います。

大きな2点目は議会費です。

まず、議事録についてですが、ホームページに議事録が掲載される。これは大変厚いものですから、必要なものです。ただ、11月議会の議事録がホームページに掲載されたのが恐らくこの1週間ぐらいだというふうに思います。余りにも遅すぎて時代についていけないと。まず、もっと早くする工夫をすべきではないかというふうに考えます。例えば

音をホームページ上にファイルとして入れることで、この2時間、3時間の会議をパソコン上で見ることは、今通常に行われております。こういったことの導入についてもお伺いをしたいと思います。

2点目。しかし、こういった議会の広報活動、ホームページでやっても、75歳以上の方にとってはほとんど意味がないと言っても過言ではないというふうに思います。では、この議会で話された、あるいは提案をされた、あるいは疑問として出された、そういったものについてどのように広報をしていくのか、そのお考えについてお伺いします。

これに関連して、しかし予算の中には議会の広報費はゼロなのです。一体どのようにして、要するに議会広報がゼロ。ホームページには載っていますけれども、75歳以上の方には意味のないこういった議会広報の在り方でいいのか。ちょっと先ほどの質問と重複する形になりますが、お考えを伺います。

同じく議会費で会議費。年間2回で80万9,000円ということですが、使用料がこのように1回40万円というのは非常に高いなというふうに思いますが、この内訳について伺います。

大きな3点目は、歳出の一般管理費です。今度は議会ではなく、先ほど陳情もされましたが、広報広聴費の問題です。これについては細川議員からも質問がありましたので重複を避けて、内容については御答弁がされました。

そこで、今、広報広聴の中で一番スムーズにっていないのではないかとというふうに思われるのは、先ほどからいろんな形で取り上げられておりますが、いわゆる重度障がい者の方々。滝川市の担当に聞いたのです、かなり苦情が出ているのではないのかと。そうすると、意外にもほとんど苦情がないというのです。よくよく考えると、道が今まで要するに医療費を無料にしていた方々が、今度もしかしたら1割負担になるということ、75歳以上の方々ですから、そういう疑問すら持たないような広報活動になっているのではないかとというふうに考えるわけです。

そういう点でこういう広報活動でいいのか。もっと積極的に今まで要するに一部負担金だけで1か月に1回払えば良かったものが、今度1割になるかもしれないのだと。こういったことも情報としてきちっと被保険者の方に提供していくということも必要だというふうに考えますが、お考えを伺います。

次に、これから配られていくこの8ページ立てのパンフレット、これが4月の初めぐらいに保険料の金額の通知書とともに封筒で送られるということになっています。問題は、ページ数は書いておりませんが、「後期高齢者医療制度って？」ということで、三つについて制度創設の趣旨が書かれています。

ここでまず1点目ですが、「後期高齢者とは、医学的な観点による定義で75歳以上の高齢者を言います」と、この文言は国も使っておりますが、非常に誤解あるいは批判の多いところとなっているところです。この医学的な観点という根拠は何なのか、具体的にお伺いいたします。

また、同じように広報ということで、その下に「後期高齢者の方々には、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたったりする傾向が多く見られるといった特性があります。こうした心身の特性や生活実態にふさわしい医療を提供することが求められています」こう書かれているのですが、問題はこうした心身の特性や生活実態にふさわしい医療を提供。

要するに75歳以上の方にふさわしい医療というのは、74歳以下の方と違う医療を提供するというをここでは書いているわけですね。

では、75歳以上の方にとってふさわしい医療、これについて具体的なものを想定して書かれているというふうに思います。具体的にお伺いをいたします。この点については、このパンフレットが何年間も使われるわけです。つまり今年度の問題ということだけでなく、来年度以降もこれが基本になるということですから、お伺いしておきます。

次に、賃金について。これについては省略をさせていただきます。

次に、OA機器です。パソコンの事務所外への持ち出しはすべきではありませんが、政府による強硬な進め方の中で、自宅に持ち帰っての仕事もされているのではないかと。そういうことを危ぐする中で、このことについて職務規程などがどのようになっているのか。また、自費購入パソコンについて、これも職務規程になっているのかについてお伺いします。

次は、契約についてですが、先ほどの広報事業業務委託料、特にこのパンフレット作成費1,070万円、これについての契約方式、一般競争入札か否かという点で具体的にお伺いします。

次に、派遣職員人件費負担金1億1,829万円。このうち道から派遣されている職員の費用は幾らなのかと、負担金は幾らなのかということですが、今、道に健康診査等について財政支援を仰いでいる中で、当然その一環として、道から派遣されている職員の分については負担をしないように要請することはできないのかということについてお伺いをいたします。

次、歳入についてですが、先ほどの陳情の中にもありました。市町村事務費負担金の均等割です。これを人口一人当たりで割り返すと、札幌市は一人当たり50銭、音威子府村は971円。何と1,951倍と。昨年、第1回臨時議会で、中橋議員に対する答弁で瀬川事務局長は、今の段階では負担金の負担ルールについて見直しをすべき段階であるとは考えていません。今後の課題であると考えておりますと答弁されました。しかし、財政難が更に厳しさを増す中で、人口の少ない町村に93万円余りの金額、これを毎年負担することは大変なことです。人口に比例したものに更に進めるために、先ほどの当面5パーセントに減らすなど見直しをする段階に入っていくことについてお考えを伺います。

最後に、今回の市町村事務費負担金。この中にこの財源ですね。市町村が国保でこれまで交付金という形で受けていたこれらの方の分、今度は一般財源の中から出すことになるわけですが、交付税措置がどの程度されるのかについて、把握状況について伺います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 清水議員の御質問のうち、高齢者の負担に対する考え方については私からお答えをさせていただき、他の部分につきましては事務局長、事務局次長からそれぞれお答えをさせていただき、議会関係につきましては議会事務局長からお答えをさせていただきます。

まず、高齢者の負担に関してであります。御指摘のとおり、灯油や食料品を始めとし



た生活関連物資の値上がりなどにより、後期高齢者に限らず、住民の皆さんの負担が増している状況にあることは、私も同様に認識をいたしております。

このため、後期高齢者医療制度の運営に当たり、保険料負担につきましては、低所得者に対して可能な限り配慮させていただいたつもりではありますが、広域連合には独自の財源がなく、さらには北海道や道内市町村の財政も極めて厳しい状況にありますことから、広域連合が独自に政策的な軽減を行うことは、残念ながら非常に難しいことでありますことを御理解いただきたいと思っております。

私といたしましては、当面は円滑な制度の施行に向けて構成市町村とも連携し、最大限努力をしておりますつもりであります。今後、議会の皆様や運営協議会の委員の皆様の御意見、さらには被保険者の皆様の声をお聴きをし、改善が必要な事項につきましては、関係機関とも協議の上、国に対して強く意見を上げていきたいと考えております。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 歳出のうち、広報広聴費と派遣職員人件費負担金に対する御質疑につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、重度心身障害者医療を受給されている被保険者になられる皆様方への広報広聴、広報につきましては、特に早い時期から対象者の方皆様に既に案内文書を送付し、障害認定の撤回も可能であるということに記載したリーフレットなどで現在周知を図っているところでございます。この関係で電話等が非常にたくさん私どものほうにも照会、問い合わせ、御相談が来ているところでございます。今後も引き続き、被保険者向けのリーフレットを活用いたしまして、周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、リーフレットに記載している医学的な観点の根拠についてでございます。実は、平成17年9月に開催されました国の社会保障審議会の医療保険部会の資料によりますと、老年医学会とでも申すのでしょうか、高齢者の定義として65歳以上とし、その中で65から74歳までを前期、75歳以上を後期というようにしているのが現在の考え方であるというような記述がございますことを踏まえて、私どももそれを記述させていただいたものでございます。

それから次に、後期高齢者にふさわしい医療の提供についてどんなことを想定しているかというような御質問でございます。私ども広域連合、医療保険者という立場でございます。医療提供、医療の政策にかかわることについて具体的なものを想定し得る立場ではないということで、リーフレットへの記載は、国が制度構築に当たって示した考え方を、私どもして説明のために記載させていただいたものでございます。

なお、先ほどからの御答弁もさせていただきましたが、平成20年度の診療報酬改定で検討している国の中医協におきまして、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療の提供という観点から、様々な議論がされているというふうに承知しておりますので、私どもといたしましては、そうした後期高齢者の方々に必要かつ適切な医療が十分に確保されるということを第一にして検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、道職員派遣にかかわる人件費についての御質問でございます。1億1,82

9万円のうち、北海道からの派遣職員2名分でございますが、共済の事業者負担分、こういったものもトータルで含めまして1,829万円となっております。この分を道に負担しなくてよいように要請しろという財政支援要求につきましては、私どもとしては人件費の負担よりも、道から御支援をいただくのであれば、高齢者医療制度の被保険者の負担軽減につながる支援を優先させたいというふうに考えておりますので、そういった要請を今もしているところでございますし、こちらのほうをまず優先させたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、歳入に関する御質疑でございます。市町村事務費負担金にかかわる均等割についてのものでございます。

市町村の事務費負担金は、私ども広域連合の運営にかかわる共通経費として御負担いただく人件費あるいは事務的経費でございます。180の市町村すべてが等しく受益をいただいている経費でございます。こうした経費の性質上、小規模市町村の負担が過大にならないようにという配慮はしつつも、やはり一定の割合は平等に御負担いただくことが適当ではないかというふうに考えているところでございます。

確かに、均等割を市町村別の人口でいわゆる割り返すというか除しますと、お話のように札幌市と音威子府村というのは極めて大きな開きがございます。ただ、申し上げたいのは、財政状況が厳しいというのは、人口の規模にかかわらずどこの市町村でも同じだということをお理解いただきたいと思えます。現実に例えば個々の市町村ごとにその歳出規模、いわゆる比較のための普通会計という会計で整理をしたものがございまして、そういった歳出規模に占める現行のルールで積算をした均等割も含めた広域連合の市町村負担金の割合を見ますと、大きい市町村も小さい市町村も割合的にはほぼ同じでございます。大きな違いはございません。その意味では、私どもの市町村の負担金による市町村の財政に与える、何というのでしょうか、痛みみたいなものは、大きいところも小さいところもそんなに変わらないというふうに私どもは考えております。

したがって、私どもとしましては、まずは市町村負担金の総額をどれだけ抑制するかという抑制に力を入れるとともに、これに対する国の地方財政措置、これの充実を働きかけてまいりたいということにまず力を注ぎたいというふうに考えております。

均等割を10パーセントといたします広域連合の規約につきましては、去年の1月までに各市町村の議会で議決をいただいた、ある意味、ばかりの時期でございますので、現段階はまだ見直しに着手をするというふうに公式宣言をする時期ではないというふうに私考えております。今後は各市町村の財政状況、負担金の増減あるいは地方財政措置の推移、そういったいろんな状況を見極めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

それから最後に、市町村の事務費負担金に対する地方交付税措置についてでございます。国からこの後期高齢者医療制度にかかわる地方財政措置予定といたしまして、全国規模でございますが、健康診査に要する経費で30億円、それからシステム機器リース費等の事務的経費で150億円、合わせて180億円が措置され、このほかに具体的な額は明らかにされておりませんが、広域連合への派遣職員給与費分も各市町村の交付税措置が入るというふうに伺っているところでございます。

こういった全国規模は分かるのですが、道内市町村に対する地方財政措置額につきまし

ては、具体的なものが全く明らかにされておられませんので、なかなか明確なことは申し上げられない状況でございます。ただ、平成19年度、今年度の事務的経費で120億円の地方財政措置がございましたが、これに対して道内市町村の措置額としては大体6億円程度が入ってくるだろうというふうに見込まれますので、いわゆる5パーセントほどのシェアになると、全国規模の。仮にこれと同額のシェアで計算しますと、20年度地方財政措置予定額180億円に対しますと、9億円程度は入るのかなというふうに思っております。

もちろん全額措置されているわけではございませんので、不十分であることは違いございませんので、こういった部分につきましては私ども関係機関とも連携をして、本当に必要な額が十分措置されるように、今後要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 事務局次長。

○事務局次長（齋藤昇） 歳出に関するその他の質疑につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、パソコンの取扱いに関する職務規程についてでございますが、当広域連合といたしましては道内全市町村と協議の上、平成19年8月6日付けで、当広域連合の情報セキュリティポリシーというのを制定しているところであります。

その対策基準の中で、パソコンの事務所外への持ち出しにつきましては、「職員は、事務局長等の許可を得ずに、情報資産を執務室外に持ち出してはならない」と規定しております。また、自費購入パソコンにつきましては、「職員は、執務室内外にかかわらず、私物パソコンによる業務処理を行ってはならない」と規定しているところであります。個人情報保護につきましては、本広域連合として万全を期しているところでございます。

次に、リーフレットを含めた広報事業の入札方式についてでございます。予算上は、平成19年度の広報事業と同様に、新聞、ポスター及びリーフレットの一体的な企画について公募型コンペティションを実施し、業者から提案された企画を採点、選考する広報事業企画審査会において、選考した業者との契約を前提とした経費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤哲司） 議会費につきましては、私から答弁申し上げます。

まず、ホームページに会議録を掲載するまでに必要な期間についてでございます。委託業者による会議録の反訳に約3週間、業者から納品された会議録について発言者への確認や公用文表記等の校正作業に約4週間、会議録原本を郵送して御署名をいただくのに1週間から2週間ほどを要しております。日数を短縮する工夫といたしましては、校正は業者に戻さず、直接私どもが行っているところでございます。正確を期する必要がありますので、この期間が特別に長いとは考えておりませんが、御指摘を受けとめ、今後より早期に

調製し、掲載ができるよう努めてまいります。

次に、今後の議会広報の在り方につきまして、ホームページ以外の広報といたしましては、例えば議会報、議会だよりといった手段が考えられますが、印刷物となれば経費も大きくなる可能性がございます。もとより議会運営に関することは事務局限りでは決められませんので、必要に応じて議会運営委員会に御提起いただき、どのような広報を行い得るのか、配布方法や費用対効果などを十分御検討いただき、委員会の御決定が得られましたならば、議長と広域連合長との協議を行って予算措置される、そういう手順になるものと考えております。その際、一般会計の財源を負担している構成市町村の御意見をも十分踏まえる必要があるものと考えております。

最後に、会議室の使用料の内訳ですが、11月と来年2月に予定する定例会2回分でございます。最初の議会で借用した実績に基づく時間単価5万7,750円に会議規則上の時間である7時間を乗じた額の2回分で積算しております。ただし、議長から、可能な限り無料でお貸しいただいている国保会館の会議室をお借りするよう強く指示されておりますので、予算への計上は日程的に借りられない場合に備えさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 まず、ホームページについてですが、先ほど音のファイルを、これは中にはもう中継でやっているところがございますから、そういった例も見ながら、また費用もほとんどかからないというふうに思うのですよね。これについてのお考えもお伺いをいたします。

次に、議会広報そのものは議会運営委員会ということで、これについては分かりました。

次に、会議室使用料。私はこの部屋が80万9,000円だというふうに思っていましたので、ここが無料だということをお聞きしまして、ずっとここで行われるようにしていただきたいと思えます。

次に、歳出なのですが、障がい者の方に別建てで既に封書で送られていること、これは存じています。ただ、北海道の重度障害者医療助成制度等についての記述は恐らくないと思うのです。いや、私直接見ていないので強くは言えませんが、もしなければ制度は変わらないというふうに思うのが普通だというふうに思うのですよね。そういう点で重度障がい者で今無料の方々がすっと胸に落ちるような、そういう周知の方法がされていたのかどうかについて、そういう形でお伺いいたします。

それで、この点については、市町村が結局郵送代を持つというふうになっています。先ほど政府から示された交付金については、市町村の郵送料はたしか入っていないというふうに思うのです。そういう点で、本当であれば年に3回、4回と周知したいのだけれども、何かと合わせてということで、結局年に1回とかというふうになってしまうのですよね。そういうことも、本来であれば保険者である連合が責任を持って郵送料ぐらい何とかするとか、そうしないと市町村の財政力差で周知活動も変わってくるということにもなりかねませんので、この辺りのお考えも伺います。

それで、このパンフレットについてなのですが、まず75歳以上が後期高齢者だというこ

との先ほどの御説明は、あれは医学的な根拠の説明ではないですよ。あれはどちらかという社会科学の科学的というか。医学的というのは要するに生物学的ということですから、そういうことを私聞きたかったのですけれども、もしお答え用意されていればお伺いしたいと思います。

それと、なぜこれにこだわるのか、このふさわしい医療。これはまさに後期高齢者医療制度が75歳を区切りとして差別医療が行われていくと、こういう危ぐをされるような政府の計画が進んでいる。そういう中で11月議会、医療費の適正化の問題で広域計画、十分私時間をとって質疑をさせていただきました。

そこで得た当時の事務局長の御答弁は、こういうふうになっています。「広域計画におきます医療費適正化というのは、必要な医療費を削減するということではなくて、健康を維持して必要以上に医療費が伸びないようにするという、そういう趣旨でございました。したがって、こうした観点から私ども健康診査ですとかレセプトの点検あるいは健康意識の醸成、普及、そういったことを通じた医療費適正化を進めてまいりたいという趣旨でございまして」と、こういうふうにご答弁されているのです。ところが、今お聞きしたら、ふさわしい医療について言えば、結局、中医協だとか政府の今まさに進めている医療費適正化の文言をそのまま持ってきているのですよね。だから、明らかに今の御答弁は11月議会の答弁に反する答弁だというふうに思います。

広域計画の中に、医療費適正化という言葉そのものを書かれている自治体は、1割にも満たないのです。そういう中で、こういう差別医療の文言を全被保険者にお配りをすると。これで被保険者の方はうば捨て山かと、この制度は、こういう怒りが今広がっているというふうに思いますので、こういった表現は不適切ではないかということでもう一度お伺いをいたします。

均等割については、今後も求めていくということで、再質疑はいたしません。以上です。

一つ忘れていました。運営協議会の議事録、また傍聴、これについて傍聴できるよとかということについて、どのような方法で周知をされていくかについても伺います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ホームページの関係から、まずお答えを申し上げます。

音を入れるという、私は余り詳しくはないのですけれども、そういう手法でできるかどうか、議事録というのは言い間違いみたいなものもきちんと整理した上で出しますので、その音を入れることが議事録の掲載に代えることができるかどうかというのは、ちょっと疑問点はございますが、そういったことが可能かどうかについては、今後検討をしていきたいというふうに思っています。

それから、障がい者の方に別建てで、道の障害医療を受けられないようなパンフレットを出しているかということにつきましては、ちょっと難しい表現にはなっているかもしれませんが、そういったところについては、実施する市町村等に御確認くださいという形になっておりますので、全く分からないような形ではございません。

なお、郵送料につきましては市町村の希望に応じまして、私どもの広域連合のほうから

発送させていただいているということでございます。

それから、医学的なものについては、私そこら辺は詳しくない、専門家でございませんので、ちょっとその辺については分かりかねるところでございます。

それから最後に、診療報酬といいますか必要な医療が求められているというこのくだりにつきましては、先ほど申し上げましたように、私どもは国の制度導入の趣旨を使わせていただいたということで、それがどういうものが適当かどうかという部分につきましては、私どもの保険者という立場ではなかなか想定すべきような立場ではないというふうに考えているところでございます。あくまでも私ども保険者という立場では、適切な医療がしっかりと出されること、それに対して私どもがきちんと円滑に給付をしていくこと、こういったことをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、運営協議会の議事録、傍聴につきましては、今後どういう形で周知していくかについては検討はしていきたいというふうに考えておりますが、ホームページだけに終わらせるようなことにはならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） よろしいですか。

清水議員。

○清水雅人議員 この文言についてです。今の事務局長の御答弁、まず医学的には私分らないと。あるいはふさわしい医療を提供する、これは国の文言だと。そのあとに、私たちの仕事は給付を円滑にというふうに言われているのですよ。分からないことだとか国の受け売り、そういうものであれば書いてはならないのですよ。高齢者の医療の確保法の中には、広域連合の仕事はまさに徴収と給付なのですよ。医療費の適正化は広域連合の仕事ではないのです。レセプト点検は当然しなければなりませんよ。だから、受け売りや分からないこと、こういったことがどれだけ国の今の医療差別、これを一緒になって推進する。広域連合、大場連合長もそういう差別医療を推進する、自然と知らず知らず推進役に回っているということは、恐らく連合長にとっても心外なことだというふうに思うのです。

そこで、今後このような広域連合にふさわしくない文言については載せていかないということについて、連合長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 最初に、そのパンフレットにそういった導入趣旨みたいなものがございますが、あくまでもこれはまずは国が作った制度でございます。したがって、その制度の趣旨につきまして、国がどのように考えたかをお知らせするのは、私どもの責任でございますし、そういったことをお話ししなければこの制度を理解していただけないものと考えているところでございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

これから、議案第6号、議案第9号、陳情第2号、議案第10号及び陳情第3号、以上5

件に対する一括討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 私は日本共産党を代表し、議案第9号……

(「議長、議事進行。いいですか。確認させてもらいます。」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 北川議員。

○北川健司議員 広域連合の議員は町村議会の代表の議員さんですね。市議会議員の代表議員さんですね。町村長の代表の議員さん。市長の代表の議員さん。ここに政党代表の議員さんはどこにおるのですか。

まあ、第1回目からね、清水議員さん、日本共産党を代表と、政党代表の発言なのです。私は、この場にそぐわないのかなと。こう疑問を持つところです。この辺、できるだけ整理を願います。

○議長(畑瀬幸二) 議事の途中でありますが、あらかじめ時間の延長をいたします。

議事の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

午後4時32分休憩

午後4時46分再開

○議長(畑瀬幸二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの北川議員からの議事進行につきましては、議会運営委員会で御協議いただきましたが、改めて後刻協議することとなりました。したがって、議長はこのまま討論を続行いたします。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 私は日本共産党を代表し、一般会計予算を否とする立場で、また陳情第3号広域連合一般会計予算に係る陳情書を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、国の方針決定が遅く、4月実施に向け様々な困難の中で、また一般会計財源が限られた中で予算編成された理事者、職員の皆様に敬意を表します。

さて、一般会計歳入18億3,647万円のうち市町村負担金16億8,636万円が主な財源となります。この中から医療会計に繰り出す16億2,521万円を除く2億1,126万円が一般会計としての主な歳出となります。

ここで検討が必要な点を幾つか述べたいと思います。1点目は被保険者が全道一円60万人を超えるというのに、広報広聴費が広報業務委託料1,827万円と少なすぎることです。これでは後期高齢者の疑問に十分にこたえることができず、その役割を市町村に頼らざるを得ないこととなります。市町村は保険者ではありませんので、一般財源でやり繰りして

広域連合の弱い点を補うこととなります。これでは財政力の弱い市町村や過疎地に重荷となることは間違いありません。この原因は広域連合が十分な広報広聴ができるような財源措置を行わない後期高齢者医療制度そのものにあると厳しく指摘をするものです。

2点目は、広報広聴の内容です。配布が始まっている8ページ立てのパンフレットには制度創設の趣旨として「後期高齢者の方々は複数の病気にかかったり、治療が長期にわたったりする傾向が多く見られるといった特性があります。こうした心身の特性や生活実態にふさわしい医療を提供することが求められています」と記述するなど、74歳未満と違う医療を提供することが明確に記載されています。今月、高齢者担当医、仮称ですが、の導入が確実視され、その際、医学管理や検査、画像診断、処置の費用を一まとめにして保険からの支払を包括払い、定額制にします。さらに将来的には入院時から退院後の生活を念頭に置いた医療を行い、早期の退院を促し、終末期の患者も家族の看護が中心の在宅に移すことで、1年間に5,000億円の医療費を減らせると厚労省は試算をしています。差別医療は、国の財政負担と大企業の保険料負担を減らしたいという政府と財界の要求です。今多くの高齢者が、うば捨て山の制度だ、世界に前例がない高齢者差別医療制度だと、実施の中止、凍結を求めています。こういう中で、差別医療を推進する広報内容は11月議会答弁に反するもので、今後行うべきではありません。

第3に、広報活動で障がい者の理解を得る活動が不十分です。現在、道の重度障害者医療制度などで、一部負担金のみの重度障がい者の方々が1割負担になる可能性が大きいと言われていています。これは完全な改悪です。障がいを持つ高齢者世帯に大幅な負担増をするというのであれば、意見をよく聴き、国や道に対し対策を求める活動がどうしても必要です。

以上のように、財源的にも内容的にも本制度を実施すれば、お年寄りの命と暮らしに混乱を来すことは明らかです。政府の十分な財源措置がなく、お年寄りや障がい者の理解を得るには余りにも少ない広報広聴費、そして差別医療を推進する広報活動を進める本予算案に賛成することはできません。

また、陳情第3号についてですが、市町村負担金を10パーセントから5パーセントにすることについては、財政力が隔たりのある大都市と小規模市町村が同じということ自体問題あるものであり、直ちに改定に向け検討をすることを求め、陳情第3号についての賛成討論、そして一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（畑瀬幸二） 次に、中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第10号後期高齢者医療会計に対する反対討論並びに陳情第3号については賛成の立場で討論を行います。

第1に、本制度は4月からスタートをいたしますが、4月15日から年金より天引きされる保険料が、あるいは制度の全般についての住民の合意ができていないという問題であります。1月の30日に釧路市で開催されました住民説明会では、住民からの質問と不信が噴き出したと聞いております。当初は本制度の内容が分からないという参加者についても、次々と住民から出される質問の中で制度についての問題点を指摘し、なぜ75歳で分けるのかなどという不安の声も出されたと聞いております。昨日の地元釧路新聞は「説明会で不



満噴出」と報じているということです。

第2に、国や道からの支援が十分ではなく、高い保険料に住民の不安が高まっていることとあります。所得割率9.63パーセント、これは全国一高いものであり、均等割は4万3,000円となり、これもまた全国最高のグループに入っています。スタートの年に当たり、現在加入している国保料よりも割高になる札幌などでは多数存在すると考えます。東京都の場合、100億円の特別拠出によって保険料は4番目の低さとなりました。北海道の場合は義務的な経費以外はゼロ負担、当初予算はゼロ計上とは、余りにもひどい内容となっています。広域行政を担う北海道の責任と役割は大きいものと考えます。

第3に、葬祭費給付や健診費が不十分であることです。特に健診費については28の県で無料化など、各県の努力と相まって実現しています。本道では自己負担ということで逆転が進んでいます。

第4に、システム開発費など業務委託についても、なお十分な経費節減を図る必要があるということです。システム開発業務委託で2億6,000万円など業者の示した試算に近く、かつ競争原理が果たされていない。これらを含めると、更に改善に向けての努力が必要と考えます。

以上が、特別会計の内容に対する反対の趣旨であります。

次に、陳情第3号であります。平成20年度医療会計にかかわる陳情ということでありまして、この要旨1点目の低所得者に対する減免を設けること、2点目の健診事業に関して利用者負担を無料にしてほしいということ、3点目の資格証明書などの発行の措置については行わないこと、また最後に早急に制度の説明、広報を進めること。これらは高齢者の命と暮らしを守る上で当然の求めであるという立場から賛成といたします。

以上であります。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

陳情第2号は、不採択とみなします。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

陳情第3号は、不採択とみなします。

◎日程第15 議案第1号

○議長（畑瀬幸二） 日程第15 議案第1号北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第1号北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例案につきまして、御説明させていただきます。

この条例案は、行政手続法第46条の規定に基づき、広域連合において条例や規則等に基づき行う処分、行政指導、届出等に関する手続に関し、同法で定める手続に準じて定めるものであります。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第3号

○議長（畑瀬幸二） 日程第16 議案第3号北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第3号北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明させていただきます。

この条例案は、北海道や構成市町村の例に倣いまして、休息時間を廃止するためのものです。

なお、これに伴う休憩時間の時間帯の変更につきましては、別途、規則で定めさせていただきますことしております。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（畑瀬幸二） 日程第17 議会運営委員会所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。

閉会中における議会運営委員会所管事務調査について、委員長より、次期議会の会期等運営についてを調査したいので、承認されたい旨の申出がありました。

そのとおり付議することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長（畑瀬幸二） 本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。

平成20年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後5時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 西 川 将 人

署名議員 野 尻 清